

生保破綻と“虚業家”による収奪 - 九州生命詐欺破産事件と河村隆実のリスク選好 -

小川 功

はじめに

破綻した大手銀行の旧経営陣が被告として裁かれた刑事裁判での初めての司法判断として注目された平成14年9月10日の日本長期信用銀行の粉飾決算事件の東京地裁有罪判決の中には「被告人らだけを非難することは失当」との文言があり、9月12日の日本経済新聞社説は、「『リレーの最終走者』である破たん当時の経営者を有罪とただけで、一件着落とするわけにはいかない」とし、9月12日の朝日新聞社説も、「経済界からは『バブルに踊った経営者ではなく、後始末に苦しんだ人だけ罪に問うのか』という同情論も聞かれた」とほぼ同趣旨の記述を行っている。実は本稿でとりあげるある金融破綻事件で鶴沢聡明弁護士は「本件は火事場の後始末をしたものが放火の嫌疑を受けた様な者なり」との比喻を使って、被告は「会社を整理せんが為に本事件に座せしものにして、会社の紊乱より論ずる時は寧ろ...以前のを罰せざるべからず」と弁論し、また坂田豊秋弁護士は「此事件の原因を造りしものは他にあり。財産の後始末に従事せし被告等を処刑するは事の本末を過りたるもの」とし、星野礼助弁護士も「同事件を作りたるは他にあり」と弁論した。両紙論説と当該事件の3弁護士の見解に共通するのは、罪に問うべきは「リレーの最終走者」、「後始末に苦しんだ人」、「火事場の後始末をしたもの」、「財産の後始末に従事せし被告」ではなく、むしろリレーの先頭走者というべき「バブルに踊った経営者」、「同事件を作りたる」、「以前のもの」、「此事件の原因を造りし

もの」であるという点である。

本稿でとりあげるある金融破綻事件とは九州生命詐欺破産及帮助事件（以下九生事件と略）であり、弁護人の弁論内容（44.1.12および13『九州日報』、『福岡日日新聞』）の表現が約90年前の古めかしい表現であることを除けば、長銀事件と九生事件との間に90年前もの長年月があるとは思えないほど酷似した構図を示している。九生事件が露見した初期捜査の段階で、既に業界では「其事たるや決して昨今に発生したる事件にあらず。云はば大阪生命の岡部廣に於ける時代に関連する所尠からざる」（42.5.6保銀）ものとして先頭走者の名を明確にしていた。本稿が金融破綻の事例研究として、90年前の古色蒼然とした九生事件を取り上げる意図もこの酷似性に存するといっても過言ではない。また九生事件の弁護士中村了詮は「若し斯の如きものが詐欺破産に該当するものならば、世の中に事業家は頻々として監獄行のの発生すべし」（44.1.12九日）と弁論したが、平成14年9月11日の日経記事も「経営判断そのものが罪になりうる現実に改めて衝撃を受ける関係者も少なくない」と金融界の最新反応を報じている。

本稿の一部は平成14年9月14日開催の（財）生命保険文化センター・保険学セミナーで報告したが、種々ご教示、ご指摘賜った玉田巧、羽原敬二、柴田忠男、松田武司らの各氏に感謝したい。なお本稿に関連する大阪生命事件等は先行研究、関連拙稿¹⁾を参照されたい。また紙面の制約上、頻出する新聞・雑誌・資料等は略号²⁾を用いた。

九州生命の概要

1. 九州生命の創立

明治（以下明治の年号は原則として省略）27年4月頃から東京、大阪等のナショナル・カンパニーに対抗して、福岡に本店を置き、九州全域をエリアとする九州生命（以下九生と略）の創立の動きが度々報道された。当時九生の発起人として報じられた人物は小河久四郎³⁾など福岡財界の有力者であった。九生は「九州の資金は九州に於て集散すべし。徒に京阪保険会社の

吸収するに放任せば、為に金融界の平準を失ふべし」(43.7.19九日)との創立の趣旨に基づき、27年6月2日には農商務省に出願、9月26日に認可された。この間小河らの発起人は7月18日の九州同盟銀行集会で川野如矢⁴⁾、草場猪之吉⁵⁾、井上利三郎⁶⁾、西正豊⁷⁾、園田勘三郎⁸⁾、村田権蔵（第三百五国立銀行取締役）、松尾広吉⁹⁾など九州各地の銀行家に賛同者、株主、代理店主を募るなど、強力にプッシュした。例えば久留米の第六十一国立銀行の場合、頭取佐々治¹⁰⁾以下、取締役本村庄平¹¹⁾、秋山松次郎¹²⁾、星野利七¹³⁾、田村峰太郎らが九生の株式を引受けた。

1) 京浜銀行に関し木村健二「京浜銀行の成立と崩壊 - 近代日本移民史の一側面 -」『金融経済』214号、昭和60年10月、大阪生命破綻に関し拙稿「大阪生命の生保乗取りと日本生命の対応 - 鴻池財閥から山口財閥への移動説の吟味 -」(『保険学雑誌』第516号、昭和62年3月)、九州生命の地方債投資に関し「明治期の地方債と生保引受」(『証券研究』第103巻、平成4年9月)、小山田信蔵らと豆相鉄道に関し「明治・大正期の困窮私鉄再建と生保金融 - 豆相鉄道の資産継承会社の性格を中心に -」(『彦根論叢』第298号、平成7年11月)、「明治期銀行融資のデフォルトと自己競争 - 証券化による不良債権回収 - 十五銀行の太田鉄道融資と水戸鉄道新設を中心に -」(『彦根論叢』第299号、平成8年1月)、河村隆実、岡部廣らと京北鉄道に関し「大津商人による鉄道発起と挫折 - 京都・大津間鉄道敷設計画を中心として -」(『滋賀大学経済学部附属史料館研究紀要』第30号、平成9年3月)、「明治中期における近江・若狭越前連絡鉄道敷設計画の挫折と鉄道投機 - 小浜商人主唱の小浜鉄道と東京資本主導の京北鉄道の競願を中心に -」(『滋賀大学経済学部附属史料館研究紀要』第31号、平成10年3月)、岡部廣の妻・千代と岩下清周の関係に関し「明治30年代における北浜銀行の融資基盤と西成・唐津鉄道への大口投融資」(『滋賀大学経済学部研究年報』第5巻、平成10年12月)、ならびに河村隆実ら「虚業家」の概念、九州生命と同種のの不健全生保の破綻事例として拙著『企業破綻と金融破綻 - 負の連鎖とリスク増幅のメカニズム -」(平成14年、九州大学出版会)所収の旭日生命、共同生命、八千代生命等の記述を参照されたい。

2) 報告...九州生命『事業報告書』各年、業史...『本邦生命保険業史』昭和8年、保険銀行時報社、紳...『日本紳士録』、諸...牧野元良編『日本全国諸会社役員録』、要録...東京興信所『銀行会社要録』、九日...『九州日報』、福日...『福岡日日新聞』、大毎...『大阪毎日新聞』、日出...『京都日出新聞』、保銀...『保険銀行時報』、B...東京銀行集会所『銀行通信録』、OB...『大阪銀行通信録』

3) 小河久四郎(福岡県那珂郡住吉村)は第十七国立銀行頭取、博多商業会議所会頭、九州鉄道監査役、船越鉄道社長、九州倉庫取締役、福島紡績260株主、日本生命35株主、日本、共済各生命福岡代理店主、九生設立時の取締役、35年8月20日九生取締役辞任、九生は33年末十七銀行に特別当座預金17,000円、当座預金4,185円

4) 川野如矢(熊本県宇土郡宇土町)は熊本第三百五国立銀行支配人、九州商業銀行総務部長、九生設立時の取締役

5) 草場猪之吉は薬種商、理化学機械商、唐津銀行取締役、唐津貯蓄銀行専務、唐津興業鉄道発起人、唐津電灯、唐津軌道などの取締役を勤めた「唐津銀行一派」の代表的資本家の一人

6) 井上利三郎(熊本県山鹿郡山鹿町)は山鹿銀行頭取、醤油醸造大地主、山鹿質屋取締役、日生山鹿代理店主、九生設立時の取締役、九生は33年末山鹿銀行に3,000円定期預金

7) 西正豊は第九十七国立銀行頭取、日生小城代理店主

8) 園田勘三郎は第九十九国立銀行支配人、日生平戸代理店主

9) 松尾広吉は伊万里の資産家、伊万里銀行入行、監査役、ヨード製造業、38年東京に松尾工場を開設、貴族院議員(『京浜実業家名鑑』明治40年、p497)

10) 佐々治は久留米の第六十一国立銀行頭取、25年1月以降日本生命久留米代理店主。弟の佐々真武の養子真成が久留米紡績取締役

11) 本村庄平は久留米絨商・本村商店主、赤松社を譲受し赤松絨本村合名代表社員、久留米電灯取締役、久留米紡績監査役、国武喜次郎とともに「久留米市の二大元老」(『九州の現在及将来』大正5年、p910)

12) 秋山松次郎は久留米絨商・秋山屋、久留米紡績取締役

13) 星野利七は乾物商、第六十一国立銀行支配人兼務、福井鉄道発起人

2. 資金の地元還元

28年4月資本金15万円で創立され、28年6月福岡市博多中島町18で開業した。九生の創業当初の役員は[表-1]の通りであるが、福岡の銀行家を中心に、資金の地元還元を主眼とする九州のローカル生保として誕生した九生は当初の間は「理想としては洵に良好なりし九州唯一の生命保険業」(43.7.19九日)との高評価を得ていた。たとえば日本生命副社長の片岡直温は27年秋「新聞紙上ニテ見ル所二摠レハ九州ニ生命保険会社設立ノ必要ハ東京大阪等ノ会社ハ地方ニ被保人ヲ募集シ其掛込金ハ皆大阪東京ニ吸収シ地方金融上頗ル不便不利ナリ。之ニ

反シテ地方ニ該会社ヲ組織スルトキハ取纏メタル保険料ハ地方金融上円滑ヲ来シ一挙兩得ナリト云フニ在ルカ如シ...皮想上ヨリ考フル時ハ被保人ヨリ掛込タル保険料ハ都会ニ吸収スルカ如キ觀モ可有之候得共、該金ハ循環シテ地方ニ回り候事ハ実ニ見易キ事ト存候。現ニ本社カ九州地方ニ出シタル重ナルモノヲ挙クレハ九州鉄道会社ノ社債ニ応シタルモノ十二万三千円、久留米紡績会社ノ社債ニ応シタルモノ...」¹⁴⁾と九生の出現を警戒しつつ、自社資金の地方還元策として、九州鉄道、久留米紡績の社債引受¹⁵⁾等を実行したと九生への対抗策を明らかにしている。

[表-1] 九州生命の本社移転前の役員一覧

<p>成川尚義 京都市神田区駿河台鈴木町24, 宮城県大書記官, 三重県知事(M22.12.26 ~ M29.8.12), 錦鶏間祇候, 帝国商業銀行の初代頭取就任, 帝国商業銀行会長, 九生, 房総鉄道, 金辺鉄道各社長, 博多湾鉄道発起人, 東京学資保管評議委員等を兼ねたが, 32年11月27日死亡</p>
<p>上野弥太郎 福岡県早良郡鳥飼村, 第十七国立銀行取締役, 若松築港取締役, 船越鉄道監査役, 博多商業会議所会員, 福島紡績200株主, 九生設立時の常務, 九生専務, *九州鉄道株式70株, 豊州鉄道株式16株を担保に九生が個人貸付, 35年8月20日九生取締役辞任</p>
<p>小河久四郎 福岡県那珂郡住吉村, 第十七国立銀行*頭取, 博多商業会議所会頭, 九州鉄道監査役, 船越鉄道社長, 九州倉庫取締役, 福島紡績260株主, 日本生命35株主, 日本, 共済各生命福岡代理店主, 九生設立時の取締役, 35年8月20日九生取締役辞任, *33年末十七銀行に特別当座預金17,000円, 当座預金4,185円</p>
<p>野守嘉猷 福岡市福岡西小姓町八番地, 博多商業会議所会員, 九生設立時の支配人, *九州鉄道株式115株を担保に九生が個人貸付。九生の創業以来の取締役支配人, 取締役, 35年8月20日九生取締役に留任, 大生募集課長阿州鉱山事務所主任, 37年10月真宗信徒生命監査役就任252株主, 東京麦酒社員, 大生所長, 38年2月2日の大生総会で監査役就任, 37年7月5日大生監査役就任。大生事件で福田正己検事より事情聴取</p>
<p>中尾卯兵衛 福岡市福岡橋口町, 第十七国立銀行取締役, 呉服太物商成巳屋, 博多商業会議所副会頭, 九生設立時の取締役, 日本生命35株主</p>
<p>川野如矢 熊本県宇土郡宇土町, 熊本第百三十五国立銀行支配人(九州商業銀行*総務部長), 九生設立時の取締役, *九州鉄道株式178株を担保に九生が個人貸付, *33年末九州商業銀行に9,300円定期預金</p>
<p>井上利三郎 熊本県山鹿郡山鹿町, 醤油醸造大地主, 山鹿銀行*頭取, 山鹿質屋取締役, 日生山鹿代理店主, 九生設立時の取締役, *33年末山鹿銀行に3,000円定期預金</p>
<p>磯野七平 福岡市博多上土居町, 博多商業会議所特別会員, 博多米穀取引所理事長, 九生設立時の取締役</p>
<p>吉田久太郎 佐賀市松原町, 百六銀行取締役兼支配人, 九州電灯鉄道取締役, 門司汽船発起人, 有田製磁創立, 九生設立時の取締役</p>

安川敬一郎

福岡県遠賀郡若松町，石炭商，九州鉄道取締役，若松石炭米穀取引所理事，洞海北湾埋渫社員，明治炭坑取締役，九生設立時の取締役

八阪寅吉

佐賀県三養基郡轟木村，大地主（八阪一族は轟木村の八阪銀行重役），九生設立時の監査役，35年8月20日九生取締役辞任

石橋勇三郎

福岡県筑紫郡住吉村春吉五百九十七番地，第十七国立銀行監査役，博多米穀取引所監査役，福島紡績200株主，九生設立時の監査役，九生取締役，*豊州鉄道株式24株を担保に九生が個人貸付，35年8月20日九生取締役辞任，35年8月20日九生監査役就任

許斐儀七

九生取締役，福島紡績200株主，41年12月19日博多商業会議所員選挙では次点。許斐鷹介（直方町，炭坑業，古田彦三郎らと新手組合<六十一，十七両行の融資先>を共同経営，九州石炭監査役）には*九州鉄道株式1210株を担保に九生が個人貸付，九生10株

有吉七郎

35年8月20日九生取締役辞任

牟田万次郎

旧鹿島藩士の家に生れ，長崎県会議員，佐賀県会議員，西海日報を主宰，九州鉄道にも関与，博多・佐賀商業会議所議員，佐賀米穀取引所理事長の他，博多，長崎，若松等の取引所にも関与，広滝川水力電気を創立し取締役，九州電気，博多電灯，祐徳軌道等に関与，35年8月20日九生取締役辞任，九生10株

高見松太郎

長崎市本紺屋町四番地，33年2月8日九生取締役に就任，35年8月20日九生取締役に留任，九生長崎出張所監督

江藤茂

熊本県菊池郡陣内村千六百五十二番地，農業，大地主，多額納税者，37年2205円，肥後農工銀行監査役，35年8月20日九生取締役辞任，35年8月20日九生監査役就任

山口練一

佐賀市と賀町，佐賀貯蓄銀行取締役，33年2月8日九生取締役に就任，35年8月20日九生監査役辞任

柴田治三

福岡県筑紫郡住吉村，33年3月14日九生監査役に就任，35年8月20日九生監査役辞任

下沢善右衛門

福岡市中間町九番地，博多築港社長，*九州鉄道株式410株を担保に九生が個人貸付，下沢善四郎は炭坑業，博多商業会議所特別会員，九生監査役，35年8月20日九生監査役に留任

大三輪長兵衛

大阪市西区西長堀南通四丁目，九生相談役，代議士，五十八銀行頭取，大阪名誉市参事会員

上羽勝衛

熊本県宇土郡宇土町，九生相談役，元熊本県学務課長，県下各郡長歴任，第百三十五国立銀行頭取，「九州地方経済界の重鎮」と称された九州商業銀行頭取，九鉄改革運動の改革派の中心人物，九州鉄道3,739株，山陽鉄道922株，東京火災300株，豊州鉄道257株，川越鉄道20株所有，東肥製紙830株主，日本生命・日本海陸代理店主

藤村紫朗

熊本市千反町，九生相談役，男爵，山梨県令として富士川運輸設立を勸奨した「勸業知事」，愛媛県知事，肥後農工銀行頭取，肥後汽船社長，東肥製紙社長686株，第九銀行監査役（貴族院議員藤村義朗は子息）

人見米次郎

九生顧問，明治34年日生退職，百三十銀行に転じ35年7月頃には九生株主の立場で大阪移転を画策。39年5月15日開業した井上倉庫の大阪築港蔵所支配人

[資料]九州生命『第二回事業報告書』、『第六回事業及決算報告』、『日本全国商工人名録』明治32年，『日本紳士録』31年，p277，698，『日本全国諸会社役員録』39年，上p231，『銀行会社要録』30年，p147，『本邦生命保険業史』保険銀行時報社，p135，32年4月『時事新報』（渋谷隆一編『大正昭和全国資産家地主資料集成5』p3～），大生事件判決，『大阪毎日』（36.9.17）『九州の現在及将来』大正5年，『馬越恭平翁伝』p211などにより作成。*印は九州生命の貸付先・預金先

[凡例] 社長，専務・常務，取締役，監査役，相談役・顧問

続いて片岡は地方保険会社の陥りやすい弊害についても次のように言及している。「九州二確実堅固ヲ主脳トセル生命保険会社ヲ設立シ、充分ノ注意ヲ以テ経営セラルル事アラハ甚喜フヘキ事ナリト雖モ、本業ニシテ苟モ地方的観念ヲ以テ計画スル事アラン乎、或ハ不測ノ困難ニ陥ルナキヲ保スヘカラス。新聞紙上散見スル處、頗ル浅見誤謬ニ似タルヲ以テ、本業ノ善良ニ進歩セン事ヲ希望シヒ力婆心ヲ添ヘ此段得貴意候」¹⁶⁾ おそらく西日本に企業基盤を有し、九州各地の銀行家を代理店主としていた日本生命にとって、完全に代理店網が重複する九生の出現は東京に本社をおく生保以上に警戒感をもって迎えるとともに、九州鉄道、久留米紡績社債引受のような資金の地方還元にも配慮する契機ともなったものと考えられる。

九生は33年末では十七銀行(取締役の小河久四郎が頭取)に特別当座預金17,000円、当座預金4,185円、九州商業銀行(取締役の川野如矢が総務部長)に定期預金9,300円、山鹿銀行(取締役の井上利三郎が頭取)に定期預金3,000円、日本商業銀行長崎支店に当座預金3,967円、その他20行に定期預金3,500円、当座預金9,561円を分散していた。(九生6回報告)

また九生は33年から貸付業務を開始し、33年末現在、無担保貸付45,217円があり、翌34年末現在では、7町村に対して37,700円の地方公共団体貸付、35年末現在、無担保貸付33,488円、36年末現在では、3口(いずれも町債)の28,000円の地方公共団体貸付がある。34年7月23日現在の日計表¹⁷⁾によれば、いずれも33年以降に発生した福岡県内の町村に対する無担保貸付で、1口平均4,154円、1町村平均6,528円、1町

平均19,250円、1村平均5,290円、34年末の37,700円との差8,000円は年末にかけて一部分回収され、35年には村債は全額償還されるなど、期間がきわめて短いことを示している。明細が判明した35年の3口の町債の場合、36年2月28日一時償還の条件であった。金利は33年では平均12%弱、34年では個人貸付を含めて平均14.1%、35年は同じく12.8%で、35年の3口の場合いずれも14.6%であった。

また九生には34年7月23日現在、許斐鷹介¹⁸⁾(担保九州鉄道<九鉄>1210株)、下沢善右衛門¹⁹⁾(担保九鉄410株)、上野弥太郎²⁰⁾(担保九鉄70株、豊州鉄道16株)、川野如矢(担保九鉄178株)、野守嘉猷²¹⁾(担保九鉄115株)、石橋勇三郎²²⁾(担保豊州鉄道24株)への貸付も存在した。²³⁾これらは福岡の銀行家を中心に、資金の地元還元を主眼とする九州のローカル生保として誕生した九生の特色を示す貸付内容となっている。

18) 許斐鷹介(直方町)は炭坑業、古田彦三郎らと新手組合(六十一、十七両行の融資先)を共同経営、九州石炭監査役

19) 下沢善四郎は炭坑業、博多商業会議所特別会員、九生監査役、35年8月20日九生監査役に留任。なお下沢善右衛門(福岡市中間町)は博多築港社長

20) 上野弥太郎(福岡県早良郡鳥飼村)は第十七国立銀行取締役、若松築港取締役、船越鉄道監査役、博多商業会議所会員、福島紡績200株主、九生設立時の常務、九生専務、35年8月20日九生取締役辞任

21) 野守嘉猷(福岡市福岡西小姓町八番地)は博多商業会議所会員、九生設立時の支配人で岡部は買収した九生株式のうち、50株を野守の名義として取締役に残し、大生の募集課長を兼務させた。野守は「同社が大阪生命に合同の関係を有するに至りたるより岡部のために働き、爾来九州生命には重役の一員となり、又大阪生命には一社員として従事」した。35年8月20日九生取締役に留任、37年7月5日大生監査役就任、阿州鉱山事務所主任、37年10月真宗信徒生命監査役就任252株主、東京麦酒社員、大生所長、38年2月2日大生監査役就任、大生事件で福田正己検事より事情聴取

22) 石橋勇三郎(福岡県筑紫郡住吉村春吉)は第十七国立銀行監査役、博多米穀取引所監査役、福島紡績200株主、九生設立時の監査役、35年8月20日九生取締役辞任し同日監査役就任

14) 16) 片岡直温公開状、明治27年秋(日本生命所蔵)

15) 九州鉄道、久留米紡績の社債引受に関しては拙稿「明治20年代の社債発行と保険会社引受 - 九州の鉄道・紡績を中心として - 」『経済学研究』第56巻5・6合併号、平成3年2月参照

17) 23) 九州生命便箋に書かれた木村作成の内部資料(日本生命所蔵)

3. 大阪への本店移転

31年現在では東名京阪以外に本店を置く地方生保として富山の北陸生命(以下北生と略)²⁴⁾、山陰生命(松江)、九生(福岡)の3社が存在したが、まもなく大阪に本店を移転した。38年7月22日の『保険銀行時報』は「两大都会以外の地にて営業しつつあるものは...地方的觀念の然らしむる所にして...本店を两大都会の一に移さんことは正しく時勢の要求するところに係れるなり」と評している。32年11月27日九生社長の成川尚義が死亡した後、九生では明治生命と合併する動きが起こってきた。しかるに34年9月九生は本店の大阪移転を決定した後、35年3月24日九生は本店の大阪移転を総会で否決するなど、経営方針が揺れ動いた。この頃九生顧問となった人見米次郎²⁵⁾も35年7月頃には九生の株主の立場で同社の大阪への移転を画策していたが、この行動は井上保次郎ないし日生の意向を少なくとも間接的に体した九生の買収工作ではなかったかと想像される。九生便箋に書かれた34年7月23日木村作成の日計表なる内部資料がなぜか日生に伝わっていること、片岡直温公開状に見られるように西日本に地盤を置く日生にとって九生買収の意味は少なくなかったと考えられるからである。また帝国生命社長の福原有信も「福岡には九州生命保険会社が出来て、一時は九州の各地に頗る好発展を遂げた」²⁶⁾と着目している。

しかし明治生命や日生側の合併工作を撃破して、岡部廣²⁷⁾は野守嘉猷らの九生重役に対して「自己と合同するに尽力し、成功せしめば、重役として依然永く地位を持続せしむるのみならず、多大の慰勞金を与ふべし、且つ積立金は依然として福岡諸銀行に預金しあるは其依据置き地方金融の円満を欠かしむる事なからしむべし、重役社員等の所有株券は時価外の高価を以て買入るべし、株券買集めに尽力あればコンミッションを与ふべし」(業史p135)と言葉巧みに籠絡したとされる。この時期の岡部による生保合同運動には主務省の強力な勸奨があったようで、保険事務官の楠秀太郎の評伝には「経済界の現状に鑑み、小会社の合同を行はんと欲し、大阪生命保険会社社長岡部廣氏をして計画せしめたるに、岡部氏指命の範囲を踰へて独断専行した...之れを放任するを得ず、自ら野に下つて」²⁸⁾大阪生命専務となったとある。

岡部による九生乗取りが成功した背景の一つに34年の金融恐慌があげられる。すなわち第九銀行が33年12月「鉄道又は紡績会社の株式を担保として貸出を為したる高少なからざる上に或は熊本電灯会社に放資し或は熊本穀株株式取引所株式を買収したる高少なからず」(34.1B)として取付けにあった。同行の九州鉄道、熊本紡績、熊本電灯等への度を越した株式担保貸付が破綻の原因とされている。次いで34年の大阪を中心とする恐慌の余波をもうけ、百五十一銀行が同年4月24日支払いを停止し、翌

24)北生も第十二銀行 1824 株を所有する筆頭株主(要録M31, p14)で、船主の馬場道久のような共通役員(第十二銀行監査役,北生監査役)も有し、北生にも九生と同様な地方公共団体貸付が存在した。

25)人見米次郎は34年に日生を退職し百三十銀行に転じ、九生顧問にも就任した。(諸M35,下p796)その後39年5月15日開業した井上倉庫(井上保次郎所有)の大阪築港蔵所の支配人となっている。(39.5.OB)

26)29)福原有信「九州に於ける保険業」『九州の現在及将来』大正5年, p608

27)岡部廣は旧福井藩家老岡部豊後長の養子、郷里の福井で北陸自由新聞主幹、土族党の福井県議として活躍後、東京市日本橋区通3丁目16で和洋紙商・岡部商店を営み、28年当時河村とともに北埼玉鉄道発起人総代、関東鉄道創立委員等の鉄道発起で共同行動、相模(旧相王)鉄道発起人・取締役、尾張・知多鉄道発起人、東京水上鉄道発起人、31年時点で江戸川製紙監査役、東京市深川区深川公園地37号、相模鉄道取締役、成田鉄道取締役、京浜銀行頭取、東京商業会議所会員、京北鉄道常務、京阪鉄道発起人、37年9月真生 310株主
28)『京浜実業家名鑑』明治40年, p710

日には九州屈指の大銀行であった九州商業銀行も支払停止に陥った。百五十一銀行と九州商業銀行の不振の原因は35年12月に結局破産する「東肥製紙会社を救済する為め百五十一銀行と連帯し肥後銀行の保証にて鴻池銀行より三十万円を借入れ」(35.9B)たという不振企業との負の連鎖にあった。この結果、熊本県下の主要銀行が相次いで破綻し、それらの関係企業の多くも挫折したため、無傷は細川家の経営する肥後銀行のみとなった。

35年8月15日岡部は九生取締役に就任し、8月17日九生は重役会で大生との合併を協議し、9月6日九生は大生との合併を総会で可決した。35年10月「大阪生命は九州生命の合同を以て自己の成効となし...大に其手腕を試みんを欲し、一度之れを真宗信徒に試み、又之れを愛国其他有力なる諸会社にまで試みんと欲せり」(35.10.保銀)と報じられた。

11月大阪生命(以下大生と略)は「九州生命...ノ保険契約継承ノ約束ヲ為シ」(38年1月14日付農商務大臣宛大生報告書)た。35年12月8日北生は大生と合併申請したが、結局不認可となった。九生も北生と全く同様の立場であったと思われる。現に37年12月15日大生、九生、北生の3社は合併仮契約を締結したが、不認可のため、38年1月4日真宗信徒生命(以下真生と略)は九生、北生との合併を決議した。たまたま真生は「佐賀県下に其の信徒多き為め...大に隆昌を極めた」²⁹⁾という九州との地縁関係があったものの、この合併は岡部側の事情に基づくものに過ぎなかった。

経営権が大阪生命に移った35年度には、岡部は35万円の「積立金は依然として...其根拠置き地方金融の円満を欠かしむる事なからしむべし」(業史p135)との約束は反故となり、町村債を全額回収する一方で、同業の真生株1639株に27,043円(@ 12.5円払込)に対し取得価格@16.5円)を投じるなど、岡部の買占めに加担していくことになり、大生に契約ごと包括移転されて

しまう。岡部が「合同会社株式購入ノ為ニ支出セシ金額」³⁰⁾507,975円の内訳は大生6,000株7.5万円、九生6,000株7.5万円、北生6,000株15万円、真生7,019株175,475円、京都生命1,200株32,500円であった。

しかし岡部は約束を反故にして「前言を食み...重役に与ふるに慰労金を半減し、且つ其地位を奪ふて、阿房払ひとし、福岡諸銀行の預金をも引揚げ去った」(業史p135)のであった。そして「阿房払ひ」された地元の後任にはいわゆる「岡部派」の人物を据えた。大阪地裁の福田検事の談話によれば、大生などの「重役は何れも岡部の株を借りて同社の役員となりその名義料を収受せるもの」(38.3.4保銀)にすぎず、いずれも岡部のダミーにすぎなかった。また岡部に代って大生などの実権者となった大和田莊七³¹⁾、由利公正³²⁾などの福井人脈や、小山田信蔵³³⁾も同様な手法を踏襲し、野守嘉猷は「九北両会社の代表者と称する現取締役、監査役は其資格株を有するものにあらず、悉く両会社社有の株式を借り受け名義のみを付したる小山田信蔵の手代番頭に過ぎず」(38.11.14保銀)とする。さらに小山田信蔵から九北両社の実権を継承した河村隆実(後述)の場合でも44年1月10日九生事件の論告で新名検事は「此犯罪事件の元首を以て被告河村隆実と為

30)38年2月9日付大阪府知事宛岡部書簡に添付された参考資料

31)大和田莊七(福井県敦賀郡敦賀町),多額納税者,大地主,大和田銀行主,京北鉄道取締役300株主。36年8月15日「<大生>会社の為め名前を貸した善意の社長本多男爵(旧武生藩主)及び重役の栗塚省吾(福井県人),小林好愛,柴原和の諸氏は背任と偽証罪に陥る」ので「如何にしても本多男爵の汚名を救ふて貰ひたい」「同県人の情誼により是非救済せられたし」(『北陸の偉人大和田翁』昭和3年p368~372)との同県人の先輩多数からの懇願に折れ大生を引受けた。

32)由利公正は有隣生命社長,岡部から大生社長を委譲されたが,38年3月13日大生取締役に辞任した。

33)小山田信蔵は拙著『企業破綻と金融破綻』p126以下参照

し、爾余中山直方以下三被告は単に隆実を保護し若しくは隆実の顔を立てんがために…隆実の犠牲となりたるに過ぎざれば」(44.1.11九日)と判断した。こうした中、九生取締役の座を持續し、岡部の買占めた真生の監査役の座まで与えられた野守や、北生で野守とほぼ同様の待遇を受けた三田勝俊³⁴⁾、大生副支配人であった丹比保太郎らは岡部による一種のダミーとして機能したものと見られる。ただし後に、以下にみるように野守や三田は岡部に反旗を翻したので、ダミーによる間接支配が必ずしも万全でははないことを露呈した。

九州生命破綻までの経過

1. 大阪生命からの分離

明治36年3月司法当局は「大阪生命に忌はしい事件があるから手を下すが含んで置いて呉れ」³⁵⁾と商工局長へ通報したため、かねて岡部は「定評ある辣腕家であるから…叩けば芥位は出るに違ひない」とマークしていた志田 紳太郎保険課長は「司法当局に手をつけられては監督の立場にある農商務省の面目にかかはる」³⁶⁾として急遽大生を实地検査した。農商務省から志田課長、宮本の2名、検事局からも二検事が出張して合同で取調べた結果、3月25日「委託金費消の嫌疑」(36.3.27大朝)で岡部は拘引され、大生楠専務は社員一同に「今回の出来事は畢竟岡部氏従来の行動、世人の怨恨を受けし結果ならん」(36.3.28大朝)と説示した。

これ以降岡部は兼務していた海国生命、北生等の取締役(36年6月)を順次辞任し、36年9月30日九生の取締役も辞任した。37年5月九生

34)三田勝俊は岡部が乗取る以前から北生の常務であったが、乗取り後も北生常務として岡部に重用されたほか、大生(兼富山出張所長)、明教、九州各生命の取締役、阿州鉱山社長、京都生命監査役、37年6月真生取締役役に就任した。

35) 36) 大正12年1月の志田談話(業史p142所収)

は「農商務大臣の認可なき限りは擅に財産処分をなすべからず」(43.7.20九日)との財産保管命令を受けたが、その後「全く其命令に違反」(41.7.4福日)していた事実が発見された。37年9月10日大生は農商務大臣より再度保険業法第11條による命令を受け、「九州生命…及北陸生命…トノ関係ヲ明確ニシ之ニ閉スル報告ヲ本大臣ニ提出スヘシ」³⁷⁾など、13項目に及び指示を受けた。9月17日九生も再度農商務大臣より同様な趣旨の財産保管命令を受けた。

38年2月25日大生は大阪地裁から解散命令を受けたが、「大阪生命の営業解散となりたるに就き、其関係上九州、北陸二社の被保人にして昨朝来解約を申込むもの頗る多し」(38.2.28日出)と報じられた。3月22日農商務省は九生、北生に対する検査を終了したが、九生では後に公判で問題となったように「主務省検査の際欠陥を覆はん為め、表面上隆実に貸付けた事にして隆実から証書を取」(43.11.20保銀)るような粉飾を行っていた。この時九生、北生両社は「大阪生命と関係して停止の命令に接するや、將に独立を認定さるるやは今明日中に決定すべし、又両社重役は此際事実大阪生命と分離せんを望み、近日株主總會を開き協議せん意向」(38.2.28日出)と報じられ、野守も大生の「魔窟より救出し福岡の地に復歸し、将来独立自営を以て復興せんとする計画」(38.11.14保銀)を立てたとする。

38年6月九生は「愈々大阪生命との関係を絶ち…来る六月十日迄に保険契約に関する諸帳簿の書類整理をなし、同時に大阪生命より福岡本店へ輸送し再び業務を開始せん」(38.6.1福日)として、「再び九生の事務は拙者<野守>に於て主管し北生の事務は取締役牧野平五郎に於て主管し、各自大阪に撤し旧地に復し」(38.11.14保銀)、6月19日には大生と「事務を合同取扱致来候処、今般全然分離し、本社所在地

37)38年2月25日大阪生命事件判決

福岡市博多東中州町二百十二番地に於て諸般の事務を取扱申候」(38.6.19報知)との緊急広告を出した。翌6月20日九生は『福岡日日』に「不幸ニシテ種々ノ圧迫ヲ受ケタルモ、拙者<野守>ハ創業者ノ責任トシテ聊カ力ヲ尽シ、幸ニ財産上甚シク変更ナキ今日ニ於テ全然他ノ羈絆ヲ脱シ旧地ニ復帰候ニ付、今後一層拡張熱誠従事可仕、且不日地方有力者ニヨリ重役ヲ組織可致候間、旧ニ依リ御愛顧希上候也」(38.6.20福日)との野守名での復帰広告を出した。7月11日九生は大生からの「分離独立営業披露宴」(業史・年表p15)を開催した。

2. 丁酉銀行との和解

大生から分離独立した九生側では岡部の買占資金の主要調達先であった丁酉銀行³⁸⁾に担保提供されていた九生の財産を取り戻す際に、河村は「九州生命が丁酉銀行と和解する為めに岡部に送らざる可からざる四万円を小山田に貸し」(43.11.16福日)、「丁酉銀行との事件にて弁護士に払ふ可き五千円其他小山田の為に貸したのが総て八万二、三千円に達し、皆九州生命、北陸生命から払ふ可き約束」(43.11.16福日)をしたと主張している。こうして九生、北生両社は丁酉に対し岡部のために代位弁済した結果、九生は3,519株、北生は2,000株の真生株5,519株(後に西本願寺執行長小田尊順に移転)を再取得した。九生は38年12月期の株主への報告で「株主小山田信蔵、河村隆実両氏ノ尽力ニヨリ漸ク岡部廣ノ手ヨリ当社<九生>ノ所有ニ移シタル真宗信徒生命株式会社株式三千五百十九株」(九生11回報告)と特筆大書する。しかし野守側の主張では「其後小山田は拙

者<野守>等と将来の経営を共同するの契約を無視して、其條項中履行せざるものあるのみならず、両会社より丁酉銀行へ特別当座となしたる預金を自儘に引出し之を費消して其返還をなさず」(38.11.14保銀)と非難した。後の公判での検事の論告によれば河村は「吉田健蔵、朝倉要之助と共謀し、前記和解の結果、九州生命の金庫中には五万千余円の現金存在せざるべからざるものなるも、其空乏なるを以て一時此欠陥を糊塗せんため小山田某より五万千余円の東海銀行宛小切手を借受け、之を丁酉銀行に差出し、九生名義の当座預金となし、更に要之助の名義を以て右預金全額を引出させしも、小山田名義の小切手は未だ手形交換処を経由せざるを理由とし同銀行より払渡方を拒絶せられたるを以て、被告健蔵は同行の当座預金帳のみを当地の九生本社に持帰り、之に基き預金勘定明細簿記の跋を合せ、貸借対照表をも繕」(43.7.21九日)ったとされ、野守側の主張を裏付ける内容となっている。

3. 岡部・小山田間の実権譲渡と岡部派幹部の離反

岡部 = 小山田間の秘密契約により、小山田が岡部に代って大生の実権を握り、同時に九生等の支配株式をも買収した。しかしこの契約は「岡部が小山田と勝手に契約を結び、自身のみ懐中を温めんとする」(業史p138)ものと解した「岡部の幕下...一同不平に堪えず...一同連合して岡部へ苦情を持込」(業史p138)むという岡部派内での内紛劇を引起こした。大生からの分離に際し、岡部の持株を借りて経営を任されていた九生取締役の「野守嘉猷、三田勝俊、丹比保次郎ノ三氏ハ兼テ所有セラレタル本社<九生>株式全部ヲ本年三月三十日付ヲ以テ他人ニ売却ノ契約ヲナシ、尚其際金銭ノ授受相済ミ居ルニモ係ラス名義書替等ノ手續未了ナルカ為メ引続キ当会社業務ニ関与」(38.10.13福日

38) 丁酉銀行は明治30年8月十五銀行の「別働機関」として新設され、44年十五が全株買収して完全子会社化した。37年末現在の大阪生命の総預金235,473円のうち67,278円を預入れた先(38.3.11保銀)

広告)するといふ際どい綱渡りを余儀なくされた。このままでは「自己の地位も…保ち能はず」(業史p138)と察知した野守や三田は連合して反旗を翻した。すなわち秘密契約は真生の財政基礎を危うくするものと危惧した三田は仲間の岡部、小山田一派を裏切り、「九北両会社の取締役たる職権を以て、真宗株式五千五百十九株を西本願寺の切望に応じ独断専行を以て其全部を西本願寺執行長小田尊順に売却」(38.11.14保銀)した。このため勝手に持株を売却されたとする九生は11月18日「三田勝俊、高井幸三、小田尊順、真宗信徒生命株式会社二対シ、前記四氏弁護士ヲ以テ真宗株式取戻ノ訴訟ヲ提起」(九生11回報告)した。この時真生株の買取資金169,225円は真生所有の「軍事、整理公債、国庫債券を担保に藤本ビルブローカー京都出張所より、日歩二銭五厘にて借出して、之を小田へ貸与し、小田より更に株券代金として支払」(業史p139)という複雑なスキームを考案したのであった。藤本ビルブローカー銀行会長の藤本清兵衛は岡部が乗込む以前に大生重役として関与したほか、大生系列の京都生命の支配権を継承するなど一連の事件にかかわった。

三田と同様に微妙な立場に立つ野守側でも自己保身のためもあって、最初のうちは小山田と「将来の〈九生〉経営を共同するの契約」(38.11.14保銀)を締結し、契約の中に九生の大口融資先である「豆相鉄道会社の経営を専務とし他の三名も各事業を担任すること」(38.11.14保銀)、「拙者〈野守〉が…豆相鉄道会社の事務を握り以て債権の回収を確実ならしめんと計り、小山田との契約中に特に該鉄道会社の専務たることの一項を加へた」(38.11.14保銀)のであった。(豆相鉄道は後述)しかし小山田側では上記の三田の反乱に野守も加担しているとの判断から、「本社〈九生〉利益ノ為メ当然〈小田への売却を〉拒否スベキスル不当行為二対シ、又当時ノ取締役タル野守嘉猷、丹比保

次郎³⁹⁾ノ兩人之レガ追認ヲ与へ、遂二本社二至大ナル不利益ヲ蒙」(九生11回報告)らせたと非難し、38年10月12日九生は取締役「野守嘉猷、三田勝俊、丹比保次郎ノ三氏ハ…今般右書替手續終了ト共ニ全ク無資格者ト相成候二付、取締役タル登記ヲ抹消」(38.10.13福日広告)した。野守側は「此真宗株式売買に就ては拙者〈野守〉等の毫も関知せざる処にして、全然三田一己の行為なるにも拘はず小山田信蔵は共謀者なりとの口実を以て、拙者等より監査役に供託したる資格株を引出し無断書換へをなし登記の抹消をなさしめた」(38.11.14保銀)と解任行為に反論する。野守は解任の理由を小山田が「再び岡部と握手し其権利の譲渡を受くるの契約をなし、拙者〈野守〉等をして矢面に立って岡部と相闘はしめ一度び時機到れば双方を排除して独り漁夫の利を獲んとする」(38.11.14保銀)密計を立てたためと推測している。38年10月13日野守は「病魔八未ダ周囲ヲ去ラズ、纏綿タル事情ハ之ヲ免サス、茲ニ全ク余トノ関係ヲ絶ツノ止ムナキニ至ル。請フ諒焉如。聞ハ有名ナル小山田信蔵氏実権ノ下ニ経営セラルルトノ事ナレハ、将来必ス大発展ヲ見ルニ至ラン。余モ亦深く会社ノ前途ヲ祝シ諸君ノ幸福ヲ祈ル。謹テ袂別ヲ告ク」(38.10.17福日広告)と九生との袂別を広告した。

4. 関係者による告訴合戦

九生役員を解任された野守は38年10月25日農商務大臣宛に九生の「沿革の概要並に岡部廣、小山田信蔵間の契約書写を添付」(38.11.14保銀)した告白書を提出した。公判で中村了詮弁護士が証拠申請した「小山田信蔵と河村との関係、〈九生〉会社の歴史等を示した」(44.1.11福日)「活版刷の農商務大臣への申請書」

39)丹比保太郎は大阪生命病傷保険副支配人、大生事務長、37年7月5日取締役就任、九生支配人、37年9月真生 300株主、38年3月30日北生取締役就任

(44.1.11 福日)とは、この野守作成の告白書と同一と思われる。38年10月小山田は三田に対し「詐欺取財の告訴状を警視庁に提出…弁護士横田千之助⁴⁰⁾を随へ、京都に出張し…三田の不都合を詰った」(業史p139)が三田に論破されてちがあかず、10月20日九生は「横田千之助、田中秀四郎両弁護士ヲ以テ京都地方裁判所ニ該<真生>株式差押ノ仮処分ヲ申請シ許可ヲ得」(九生11回報告)た。このため10月27日高井、三田は詐欺取財、私書偽造の容疑で収監された。10月30日真生株主総会に小山田派は牧朴真⁴¹⁾らを役員候補に推していたが、三田の寝返りにより真生支配株を握った門徒派が勝利して新役員を独占、小山田派らを排除した。11月18日九生は「三田勝俊、高井幸三、小田尊順、真宗信徒生命株式会社ニ対シ、前記四氏弁護士ヲ以テ真宗株式取戻ノ訴訟ヲ提起」(九生11回報告)したが、12月高井、三田は証拠不十分で釈放となった。

5. 小山田から河村への九生実権移転

38年10月25日九生は本社ではなく、異例にも無関係の「東京市京橋区三十間堀町、河村組楼上ニ於テ臨時株主総会ヲ開キ」(九生11回報告)、九生社長に小沢武雄(後述)、取締役にも奥山三郎を補欠選任した。この頃から河村組主宰者の河村の九生への支配力が確立しつつあったと思われるが、公判での河村の主張によれば「明治四十年二月迄九州生命、真宗生命両保険会社の実権者は自己に非ずして小山田信蔵なる事」(44.1.11 九日)、すなわち40年2月に九生

の実権が小山田から河村へ移転したと主張した。河村は公判で「斯くて九州生命と自分<河村>の関係が重なる内、同社からの返戻が出来ず、遂に小山田から『今君に払ては<九生>会社に欠陥が出来るから、暫く猶予して貰ふ代りに君の事業費は出来る丈け<九生>会社から融通して遣らう』との相談を受け承知した」(43.11.16 福日)結果として「自分<河村>が九州生命の世話をする事となり、遂に同社の実権者となった」(43.11.16 福日)と小山田への債権の代物弁済として九生株を取得するに至った経緯を陳述した。

6. 九生の破綻

41年7月2日農商務大臣は農商務省告示第六十八号「保険業法第十二條ニ依リ福岡市博多東中州町二百十二番地九州生命保険株式会社ニ対シ新ニ保険契約ヲ締結スルコトヲ停止シタ」(41.7.2 官報)が、同時に北生に対しても新契約停止を命令した。九生代理店主としての太田清蔵⁴²⁾は同日付で「九州生命保険株式会社ノ委嘱ヲ受ケ、福岡市内被保険者保険料徴収事務取扱居候処、今般都合ニヨリ右解約候ニ付、此段広告候也」(41.7.7 九日)との委嘱事務解約の広告を出した。九生の新契約停止命令の理由は『九州日報』によれば「去三十六年大阪の某<岡部>氏が十一生命保険会社の合同を企てて、大阪生命保険会社を成立せしめたる時、同社<九生>は少しく他と事情を異にする所より単独に営業を継続したりしも、大阪生命は一昨年遂に解散の運命に陥り、之と前後して同社も整理を要すべき点生じたるを以て、主務省は一定の整理命令を与へ置きしにより、已に

40) 横田千之助は弁護士、中央移民合資に関与、京浜銀行監査役、有隣生命法律顧問、河村の弁護士等を歴任後、大正13年6月司法大臣就任

41) 牧朴真は21年河村、安井理民らと総武鉄道敷設を計画、31年11月26日～39年11月12日農商務省水産局長、39年11月12日～40年12月25日農商務省農務局長(M41 紳東京p25)、38年9月真生 200株主

42) 太田清蔵は博多の老舗の油卸商・醸造業の太田屋の当主、後に博多商業会議所会頭、福岡財界の巨頭、地家主、貴族院議員、福岡県多額納税者、博多絹綿紡績社長、筑紫銀行頭取、第一徴兵社長、博多湾鉄道専務・会長、博多電灯ほか各社重役

復旧せるものと思ひ、今回調査したるに全く其の命令に違反の点あるを発見したるを以て直に新契約を停止し、同時に新命令を発したれば遠からず、再調査をなし、若し命令に適合すれば停止を解除し、然らざれば更に適當の処置に出づべし(41.7.6九日)と、やや樂觀的に推測している。しかし事態はより深刻で、41年8月29日福岡地裁で「主務省の命令に違反し会社の財産を任意処分したりといふ廉に依り」(43.7.19九日)、九生の解散が決定(42.2.9官報商業登記公告)し、法定清算人に原田種一、岩永佐八両弁護士、許斐儀七⁴³⁾が選任された。(42.8.15福日)

九生の林詮吾⁴⁴⁾取締役は「九生会社が解散の命令を受けるや、是に対して抗告をなすと同時に、任意の買収又は競売等の手段に依り会社の株式を買占めたりしが、之れは被告隆実の為に図りしもの」(43.7.21九日)と公判で明らかにされた。おそらく法定清算人による清算手続により、前任の小山田や河村ら経営陣の不法行為が露見するのを恐れ、株主数の減少を事由とする任意解散に持ち込む腹であったと思われる。同時(8月29日)に富山地裁も北生に対して「主務大臣の命令に違反せる廉に依り去月二十九日付にて解散を命」(41.9.4新潟東北日報)じたが、北生は「今回解散命令を受けたるに付当地地保人は非常に劇昂し居れるが、該会社は該命令に対して抗告」(42.9.5大毎)をした。北生破産の影響について保銀記者は「斯ういふ破目に陥ると一層保険金其他の支払に対し種々の故障も生じ、亦徒に延滞もするといふ風に大に契約者に迷惑をかけて所在に怨嗟の聲が満ちつつあった...それで北陸生命、日宗生命等の破綻の為に他の各生命保険会社が間接

に其の信用を傷けられて募集上に悪影響を蒙った」(42.7.27保銀)と北陸地方の反応を記している。九生の場合、悪影響は北生ほどではなかったようで、『九州日報』が報じる「会社銀行成績」の生保各社九州支店の明治41年業績は「日宗火災と姉妹会社なりし」(41.12.22九日)日宗生命等を除き比較的好調とされている。『九州日報』の九生記事も東京発の転載記事⁴⁵⁾が多く、地元記者による九州地方の深刻な窮状を伝えるものが少ないように感じられる。あるいは大生からの分離営業後の九生が既に信用を失墜していたため、地元であまり受け入れられていなかったことの反映でもあろうか。

41年12月頃九生は河村派による「任意の買収又は競売等の手段に依り会社の株式を買占めた」(43.7.21九日)結果として、「株主の総数六名にまで漕ぎ付けたれば、是にて任意の解散をなし、且つ該株主に対し未払込株一株につき三十七円五十銭の払込を催告」(43.7.21九日)した。九生の最終株主は河村隆実100株、林詮吾90株、朝倉要之助⁴⁶⁾50株、鈴木広⁴⁷⁾50株、伊藤久蔵⁴⁸⁾50株、合計340株(43.7.21九日)となった。

41年12月11日「九州生命保険株式会社八株主総数七人未滿二減シタルニ依り明治四十一年十二月十一日解散ス」(42.2.1福日商業登記公告)との株主総会決議がなされた。『九州日報』は「去る十二日解散を命ぜられたる九州生命(二十八年六月創立)は同社の株主が七人未滿に減じたりといふを解散の理由とせり。即ち株主にすら愛想尽かされたるものにして近頃珍らしき例」(41.12.21九日)と報じたが、これは正確な報道ではなかった。12月15日付での商法第二百二十一條三号による九生、北生の解散に

43) 許斐儀七は九生取締役、福島紡績 200株主、41年12月19日博多商業會議所員選挙では次点。(41.12.19九日)

44) 林詮吾(福岡県福岡市因幡町/名古屋市中区東瓦町)は41年3月29日九生取締役就任

45) 41年12月21日『九州日報』は大阪生命に代表されるような「勤儉共済の着実なる觀念を離れ、當面の収益をのみ維れ謀る会社」に対して「此の際一大鉄槌を振り...一掃し以て保険業法の精神を貫く」べきと主張している。

対して農商務省では同省の解散命令と「別個の事由を以て解散原因と為すことを認め得べきものなりや」(42.4.18北陸タイムス)を司法省に照会し、会社側の都合による解散届出は無効との判断を行った。そこで42年1月26日「九州生命保険株式会社ノ明治四十一年十二月十一日解散ノ登記ハ錯誤ニ依リ抹消ス」(42.2.9官報商業登記公告)との、異例とも思える抹消登記が行われた上で同日「九州生命保険株式会社ハ明治四十一年八月二十九日福岡地方裁判所の解散決定ニ依リ解散ス」(42.2.9官報商業登記公告)と登記された。42年4月28日北生が破産宣告を受けたのに続いて、42年8月10日福岡地裁は「九州生命保険株式会社ヲ破産者トス」(42.8.15福日)との破産宣告を行った。支払停止の日を42年8月7日、破産管財人に原田種一、岩永佐八両弁護士(法定清算人)を選任した。

九生事件の概要

1. 九生事件の経過

前述の通り河村が乗っ取った徴兵保険に関して、農商務省は明治40年6月抜打検査を実施したが、40年4月17日渡欧する小沢社長と会談した村上隆吉保険課長らが「河村氏の行き方では、会社の将来が心配」⁴⁹⁾と感じたためとされる。また九生と、姉妹関係にある北生の「両社株式は互に預け合の姿をなし甲社の影響は直に乙社に及ぶ状態」(42.5.6保銀)にあったため、ほぼ同様に破滅の運命を辿った。北生でもかねて大生との「合併の際持ち行きたる両社の財産を果して分離の際に持ち帰ることを得たりしや否や」(42.5.6保銀)が疑問視されており、「会社の財産十七万円を胡麻化したる」(42.5.6保銀)17万円無担保貸付の噂が業界で公然と囁かれていた。42年4月28日北生の元取締役中村新之助⁵⁰⁾が私書偽造、詐欺取財の嫌疑で拘引、元取締役朝倉要之助ら関係者も拘引された。「十七万円と言ふ莫大なる社金を全体の重役に

46) 朝倉要之助(東京市日本橋区杉松町三十九番地/東京府豊多摩郡大久保村西大久保四百九十六番地/東京市四谷区坂町)は法学士、小山田信蔵の指金で九州生命大阪出張所長、東京出張所長を歴任して「遂に同社の取締役にするずる引張り込まれて畢つた」(43.11.16九日)、38年9月19日大阪生命筆頭取締役就任、40年3月31日北陸生命取締役新任(40.4.9官報)、40年11月13日藤本ビルブローカー銀行監査役竹下康之とともに京都生命取締役新任(40.11.16日出)、41年3月29日九生取締役就任、41年10月27日北陸生命解散により清算人兼任(41.12.14官報)、「十七万円と言ふ莫大なる<北生>社金を全体の重役に相談なく、秘密に朝倉要之助、中村新之助の両名が河村隆実に貸し与へたる行為」(42.4.29北陸タイムス)のため42年4月28日北陸生命元取締役の中村新之助らとともに私書偽造、詐欺取財の嫌疑で拘引された。公判では「要領を得たる朗々の快弁持て詰問に答へ...其間余り枝葉の問題に口が滑り過ぎて裁判長の注意を受くる事二三回」(43.11.16九日)であった。

47) 鈴木広(麹町区紀尾井町)は直輸出入業・丸井商会、両羽銀行から信濃商業銀行への債権譲渡以後の段階の伊豆鉄道(第二次)発起人1000株主、38年3月30日小山田の指定した北生取締役就任、39年時点で九生監査役、41年3月29日九生取締役に再任、九生50株主

48) 伊藤久蔵は信濃商業銀行頭取で、岡部は伊藤と共謀して「岡部の名を以て同銀行に約束手形を振出し銀行よりは之に対して預証券を発行せしめ之を担保として二三銀行より約六万円を借入れ而かも右の金額は之を会社の債務となし」している状態であった。このほか、信濃商業銀行には有価証券を寄託しており、農商務省よりの「会社が金銭を預け入るべき銀行に就ては予め主務大臣の認可を受けしむること」「認可を受けたる以外の銀行に預け入れたる預金及会社の権利に属する有価証券にして現に寄託中に係るもの並に会社の貸付金は遅滞なく回収又は取立を為さしむること」との回収命令にもかかわらず、38年1月現在なお預金の全額ともども一切回収に応じなかった。33年12月12日信濃商業銀行はほぼ同一役員による類似行名の信商銀行を設立し、わずか半年後の34年6月20日信商銀行合併を決議(34.7B)し、34年8月6日信濃商業銀行は信商銀行との合併を実行した。なんらかの深刻な決算操作を実行した後の30年代後半には相次いで退行し、同行自体も42年4月7日六十三銀行に買収され、任意解散した。

49) 東邦生命『五十年史』昭和28年、p90

相談なく、秘密に朝倉要之助、中村新之助の両名が河村隆実に貸し与へたる行為」(42.4.29北陸タイムス)は富山地方裁判所で詐欺破産事件として裁判となり、河村には懲役6年が求刑された。(44.1.11福日)また同じく大生傘下にあった真生でも河村は「鉄山を担保として真宗生命より借受けの形式を採り、資金の用途に当てた処、真宗側の株主より右は不当貸付にて、鉄山は無価値なりとの告訴を受けた」⁵¹⁾とされ、この真生裁判の審理中、河村は「最も大切な財産たる徴兵保険の過半数の株券を利子未納の廉を以て銀行に処分され」⁵²⁾、太田清蔵へ譲渡された。こうして大生および北生、真生など大生傘下の生保で同種同根の経済犯罪として司法当局が河村らを追及した。おなじことが、小山田の後継者である河村により、より小規模(九生の余力がなくなってきた制約に基づくもので、河村が小山田より良心的に振る舞ったことを意味するわけではない)な背任・横領的行為が行われたのが九州生命詐欺破産及幫助事件(以下単に九生事件と略)である。いわば破綻寸前まで岡部、小山田らに収奪され、骨と皮になった九生という「ババ」を最後に引いたのが河村である。閉廷前の最終陳述で河村は「小山田、岡部、野守の真意を^{ママ}探研せずして、九生、北生、真生等の各会社に関係を付けたるが第一の誤也」(44.1.13九日)と後悔した。

九生事件の経過はまず42年夏に九生取締役らが「詐欺破産及び文書偽造行使被告として其筋に留置」(43.7.19九日)されたことに端を發し、43年7月18日福岡地裁で予審終結、11月14日福岡地裁大野裁判長の下に公判開始、44年1

月10日の論告で新名検事は「此犯罪事件の元首を以て被告河村隆実と為し、爾余中山直方以下三被告は単に隆実を保護し若しくは隆実の顔を立てんがために...隆実の犠牲となりたるに過ぎ」(44.1.11九日)ずとしつつも全員に有罪を求刑した。これに対し中村了詮弁護士は「九生会社が今日の状態に推移したるものは農商務省の解散命令が原因せるものなり。若し該命令にして今少し猶予せられしならば会社の整理も就き、今日の事件も発生せざるべし...若し斯の如きものが詐欺破産に該当するものならば、世の中に事業家は頻々として監獄行のもの発生すべし」(44.1.12九日)と弁論した。また鶴沢聡明弁護士は「本件は火事場の後始末をしたものが放火の嫌疑を受けた様な者なり」(44.1.12福日)との比喩を使って、「河村及び以下の者は九生会社を整理せんが為に本事件に座せしものにして、会社の紊乱より論ずる時は寧ろ河村時代以前のものを罰せざるべからず」(44.1.12九日)と弁じた。また坂田豊秋弁護人も「此事件の原因を造りしものは他にあり。財産の後始末に従事せし被告等を処刑するは事の本末を過りたるもの」(44.1.13九日)、星野礼助弁護人も「同事件を作りたるは他にあり」(44.1.13福日)とほぼ同趣旨の弁論を展開した。星野、坂田、鶴沢の三弁護士は小沢武雄(後述)ほか数名の証人申請を行ったが、(43.11.17福日)何故か認められず、結局事件の全容説明はなされなかったように思われる。

43年7月21日の『九州日報』は当該事件を「会社荒しの末路斯の如し、世の会社事業に係るもの深く鑑むるところありて可也」と結論づけているものの、11月15日には「元来紛糾錯綜極まりなき事件とて一寸聴いただけでは何の事やら判らず、傍聴人は刻々に減じて遂に十数人となりたり」(43.11.15九日)と破綻事件の難解さを記している。

予審決定では第一より第十一までの事実が列挙されているが、このうち「三十五年時の

50) 中村新之助(水戸市上市田見小路一四番地/富山市千石)、37年時点で互相鉄道取締役、小山田の指定した九生取締役、38年3月30日北生取締役就任、41年10月27日北生解散により、朝倉要之助、牧野平五郎とともに清算人^{ママ}就任、42年4月28日私書偽造、詐欺取財の嫌疑で拘引された。

51) 52) 阿藤俊雄『昭和巨人録』昭和3年、大日本精神団出版部、p178 ~ 182

< 九生 > 実権者たる岡部廣は北陸生命と共に大阪生命に < 九生を > 合併せんと企て、更に真宗信徒生命をも合併せんとて同社株券の過半数を買占め置き、一面主務省の認可を受くべく、大生、九生、北生の三社合併を申請したりしが、彼等が姦策を知る主務省にては其申請を許さざるのみならず、却って大阪生命の解散を命じた(43.7.19九日)

「岡部等一派の狼狽一方ならず、弥縫百端僅に九州、北陸両社の独立自営といふことに線を戻し(43.7.19九日)、「取締役の野守某等は会社が独立経営をなす以上、先づ担保物たる真宗生命株を取戻す必要ありとなし(43.7.20九日)

「九州生命が独立せんとせしめ、同社の主要財産は曩に大阪生命と事実上の合併を為し居りし際、真宗生命三千五百余株の買入費に投ぜられ、此株券は北陸生命の財産にて買はれたる真宗生命二千株と共に岡部一人の名儀となり、是を担保として東京丁酉銀行より十三万余円を借出し、之を折半して九、北両者名儀の定期預金として全部同銀行に預け入れありし事(43.11.16九日)

「独立に必要な九州生命の担保物たる前記三千五百余株の真宗生命株の引渡方を同 < 丁酉 > 銀行に求めし所、岡部の不承諾を名として応せざりし事(43.11.16九日)など、 ~ の事実は河村も残らず承認したので、争われたのは以下に述べる諸事実である。

2. 豆相鉄道等への債権の脱漏問題の論点

九生の資産は岡部の買占めた真生の株式など、岡部の一連の投機行為に投じられ、さらに丁酉銀行に担保に差入れられ、借り出した資金もまた別の投機行為に費消された。岡部の実権を継承した小山田も自己の主宰する豆相鉄道の資金に九生の資産を投入し、後にペテン的な行為により、九生の豆相鉄道への貸金を実質無価値なものにして、いわば借金を踏み倒したも

のと推測される。豆相鉄道への九生融資17万円は「実に九生会社の運命は此巨額なる債権の死活に在って存せり(38.11.14保銀)と問題視されていた。当該債権は「豆相鉄道会社は既に解散決議をなし、線路其他の財産は新に伊豆鉄道会社なるものを起し窃かに之を移転した(38.11.14保銀)ため、「九生会社は請求権なき巨額の債権を握り、且つ其目的物は他に売却移転しあるに於ては全然損失とするの外なき(38.11.14保銀)結果、回収を絶望視させられたと見られる。その経緯は野守によれば「豆相鉄道株式会社が曩きに両羽銀行より借用したる年賦償却の条件付きなる債務を...詐欺的手段を以て信濃商業銀行に借り替へ信濃商業銀行をして更に其価格を金十七万円と誇称せしめ、之を大生会社に移し其金額を支出せしめたり...而して今日に至るも信濃商業銀行は大生会社に対して債権譲渡の手續をなさざるが故に、大生会社は九生会社に対しても亦其の手續をなすこと能はず(38.11.14保銀)とされている。徴兵保険元支配人の吉岡礼一⁵³⁾の44年1月9日公判での証言によれば、「豆相鉄株十七万余円の債権に対し現金四万円にて打切り、其金員が被告中山の不注意に依り隆実に事後承諾後の貸借(44.1.10九日)となったとする。

まず予審決定の事実「丁酉銀行との混雑に乗じて小山田信蔵と共謀して九、北両社を乗っ取らんと許りし件(43.11.16九日)について論告では「河村隆実是小山田信蔵と謀り、此機に乗じ九、北両社の実権を掌中に収めんため、野守派をして前記両社の定期預金証及北生所有の九生株五千二百余株を担保として真宗生命に托し、其代償として同社所有の国庫債券及び公債市債等額面十万四千九百円の債券を借入れ、

53)吉岡礼一(東京市赤坂区赤坂福吉町)は徴兵保険会社支配人、40年6月30日徴兵保険取締役退任、41年4月末徴兵保険 300株主、九生相談役、日本増嶋専務、東京パノラマ、帝国増嶋各取締役(M41紳東京、p274)

之に九、北両社所有の公債株券等を加へ此等を担保として東京亀崎銀行⁵⁴⁾より金十四万二千円を借入れ...之を供託して丁酉銀行の担保物たる前記真宗生命株の仮処分をなさしめ置き、一方巧みに岡部を説きて其承諾を得たるより茲に丁酉との争ひは和解となり真生株を取戻し得た」(43.7.20九日)とされる。

予審決定では第三の事実として「中山直方⁵⁵⁾は九州生命の財産たる豆相鉄道の債権十七万円を斉藤某に譲渡し其代金四万円を河村隆実に交付しながら三十九年度及四十年年度の財産目録、貸借対照表並に貸付金内訳簿には恰も該債権が現存する如く記帳し、又被告隆実の依頼に依り九州生命が丁酉銀行に預け置ける定期預金二万六千円を同人に費消せしめんことを約し、該預金が現存することを装はんとし隆実をして九州生命へ宛て二万五千五百円の約束手形を振出し自己の裏書にて該預金が二万六千円及び其利子七百十五円を受領して巧みに会社財産の脱漏を了し去れり」(43.7.20九日)と記述されている。また中山直方は「吉田健蔵⁵⁶⁾と共に九生所有の国庫債券、海軍公債、大阪市債等合計一万八千七百円を隆実に貸与すべき事を約し、該財産を保管中なりし東京徴兵保険会社支配人吉岡礼一をして同人に交付せしめ」(43.7.20九日)、「林詮吾も会社所有の国庫債券二千円を隆実に交付し、会社財産の脱漏を謀れり」(43.7.20九日)とされた。

中山直方は38年10月20日付で豆相鉄道社長

54) 愛知県の亀崎銀行頭取は天野伊佐衛門で、大阪火災を支配していたが40年6月1日休業

55) 中山直方(東京府北豊島郡王子町大字王子ノ福岡市外三番)は河村と「今迄事業を共にして来た」パートナーで、「隆実君と神聖なる公判廷で争ふのは甚だ遺憾」(43.11.15保銀)と陳述した。九生取締役、常務に就任、39年9月10日九生東京出張所長を委嘱(九生12回報告)

56) 吉田健蔵(筑紫郡住吉村字春吉)は中山直方の後任者で、河村隆実と縁戚の関係にあり、40年6月九州生命内務課長となり、41年3月「河村等から薦められて」(43.11.16九日)九生取締役、39年9月10日常務に就任(九生12回報告)

宛に「当社<九生>八貴社<豆相>ノ解散二就キ聊力異議無之候。依テ承諾書差出候也」⁵⁷⁾と承諾書を提出した。この文面の承諾書の前書において、「当社八株式会社信濃商業銀行ヨリ譲渡ヲ受ケタル貴社不動産抵当付債権譲渡人タル債権上、関係有之二付」⁵⁸⁾と、野守の主張通り、信濃商業銀行からの対豆相債権譲受を明確に確認している。公判で中山は第三の事実である「九州生命の財産たる豆相鉄道の債権十七万円を斉藤某に四万円にて譲渡し其代金を隆実が貸し貰った」(43.11.20保銀)ことに関して、「大阪生命、九州生命が事実上の合併をして居りし時代に大阪生命に十七万円を使ひ込まれ、其代りに止むなく豆相鉄道の債権を受けた事から当時九州生命の疲弊惨澹たる状を述べ、到底隆実に四万円貸して遣る等の余裕なし」(43.11.15九日)として全部を否認した。同じく第三の事実について弁護士で信濃商業銀行前頭取でもある伊藤久蔵は「豆相鉄道債券の如き、信濃商業銀行より大阪生命に貸与へしものを九州生命に渡したるものなれば、実質形式共に財産所有権は九州生命に移らず」(44.1.13福日)と主張した。こうした関係会社間の財産移動・担保物件の付け替えは例えば「<京都生命>株式は大阪生命より更に九州の某銀行に担保となり...岡部の再び之を手にすること覚束なく」(38.8.16日出)という具合に大生の関係各社間でも頻繁にみられた。

論告で「<九生>会社所有の山鉄株五千四百円を同じく隆実に交付し、以て会社財産を脱漏せしめたりしが、同人は此等の事実を隠蔽せんため四十年及四十一年度の財産目録貸借対照表並に有価証券明細簿には尚現存せるものの如く虚偽の記帳をなした」(43.7.20九日)とされた吉田健蔵は第三事実の弁解を試み、「徴兵保険株式会社保管の九州生命所有の有価証券二万六千円の事に就いて縷々最も陳述に墮

57) 58) 明治38年10月20日付豆相社長宛九州生命「承諾書」、鉄道院文書

めて自分が<中山>直方より九州生命の事務を引継ぐ以前に既に該証券は隆実に利用せられ居りしに非ずや」(43.11.20保銀)と述べて隆実と法廷の場で対立した。

吉田の「多年の知己」(44.1.13九日)星野弁護人は吉田は「当時の九生社長たる小沢男爵に其有用の材たるを見抜かれ九生に入って取締役となるや、彼は己れの親戚知己故旧を説いて株の募集を為し、紛乱疲弊せし九生会社の興起に努め、全力を傾注せし観あり」(44.1.13九日)、「同事件を作りたるは他にありて、汲々として会社の為に働きし者は却て囹圄の人となる如き法の精神にあらず」(44.1.13福日)と弁論した。

予審決定では第九の事実として「林詮吾、朝倉要之助の兩名は隆実と共謀の上、九州生命財産の多額なるを装はんが為め、彼の豆相鉄道の債権十七万円は隆実一個の債務に引直し、其債務額は隆実にて負担する旨の証書を差入れさせ、之にて貸付金内訳簿及び日記簿を誤魔化し、亦た同一の目的と略ぼ同様の手段とに依り合計金件十一万七千七百余円を隆実に貸付けたる如く虚偽の記帳を為しなし、孰れも九生会社に備へ付けて会社の体面を装ひ居たり」(43.7.21九日)とされる。さらに「林詮吾は...此内実は孰れも隆実の所有なるを以て其払込に就ては総べて隆実に於て引受けしも、此総額一万二千七百五十円を払込むに当り内金四千元は小山田信蔵の振出にかかる振出日付及受取人の記載なき無効の約束手形を嵌め込み居るに拘はらず、現金を受入れたるが如く記帳」(43.7.21九日)し「林詮吾も会社所有の国庫債券二千元を隆実に交付し、会社財産の脱漏を謀れり」(43.7.20九日)と論告された。第九の事実に対して朝倉は「只重役会の結果を真相も知らぬ新参の自分が塗付けられ機械的に捺印した迄なり」(43.11.16九日)と事実を否認した。吉田も第九の事実は「予審決定を見て始めて知れり」(43.11.16九日)と全然否認し、「真実隆

実に対する十七万円の債権として前取締役中山直方...から引き受けたものなり」(43.11.16九日)とのべた。星野弁護人も「<吉田は>河村とは何等の恩怨利害関係あるものに非ざれば、同社の不利益と知りながら数万の財産を隆実の為に融通して遣る可き理由なし...蓋し隆実の為に融通を以て社運挽回の一助たる可きを信じたるが為めの過失に外ならず...健蔵と利害相反する吉岡礼一の証言を取って健蔵の罪を断ずるが如きは危険此上無き事なり」(44.1.13九日)と弁論した。

“虚業家” 河村隆実

1. 河村隆実の経歴

ここで破綻当時の九生取締役で実権者の河村隆実の経営者としての特異性を明らかにしたい。筆者は近著の中で仮説として、破綻経営者のリスクをさらに増幅させた共犯者として「虚業家」⁵⁹⁾という類型を立てたが、柴孝夫、小林和子両氏から拙著への書評の中で「虚業家」類型等に関する疑問を呈された。柴氏からは「『虚業家』...はやや分かりにくい名称である。...『虚業家』というのは...その者がまさに破綻経営者になることが多いからである」⁶⁰⁾、小林氏からは「株式取引所、その仲買人...等が投機的性向の強い企業経営者あるいは影響力を持つ株主としてしばしば登場することに興味をそそられた」⁶¹⁾とされつつも「破綻資本家に共通する点などは、相当部分は破綻しなかった資本家を含む多くの資本家に共通するのではないか」⁶²⁾とのご批判を頂いた。また浅野総一郎を研究されている渡辺恵一氏が

59)「虚業家」に関しては拙著『企業破綻と金融破綻』p528以下

60) 98) 柴孝夫氏による書評、『彦根論叢』第337号、平成14年8月、p146

61) 62) 97) 小林和子氏による書評、『証券経済研究』第38号、平成14年7月、p174,173

らも私信として小林氏の指摘事項と同趣旨のご意見をお寄せ頂いた。そこで筆者としては「虚業家」類型として例示した河村隆実、守山又三⁶³⁾、葛原猪平らに関してより詳細な説明を行う義務があると考えたためである。

河村隆実(たかざね)(東京市牛込区市ケ谷仲町12)は元治元年讃岐国鶴足郡東坂本村の脇綾五郎の子・馬太郎として生れ、「十四の時始めて京阪に出で」⁶⁴⁾、明治16年上京して諸学校に入り苦学、17年東京の河村家を相続、21年新川の豪商・山脇善右衛門らと坩堝の原料となる黒鉛製造を開始した。同年安井理民、牧朴真らと総武鉄道敷設を計画するも、「二十三年不幸にして蹉跎」⁶⁵⁾した。25年小沢武雄、丸山作楽らとともに経営不振の中小坂製鉄所を買収整理し、26年株式会社に改組して重役に就任した。

27年林策一郎⁶⁶⁾と謀り「皮革諸器械其他雑貨ノ売買及土木工事ノ請負(要録M31,p334)を目的とする「林河村合名会社共伸社」を創立して社長となり林も業務担当社員となって、海軍ほか諸官庁の用達をおこない、日清戦争に際しては朝鮮、上海、香港、台湾等に出張所を設

けて兵営等に軍用物資等を供給した。河村は共伸社業務担当社員、海運合資社長などの傍ら、枝下疏水開墾、人間馬車鉄道、大谷炭砒、立石鉱業各取締役、九州麦酒相談役などを兼ねたほか、28年「三井家と協議し上野鉄道の認可を得、其重役となり、京北、近畿鉄道株式会社創立の発起人」⁶⁷⁾や王子電気鉄道、福成鉄道などの創立委員にも名を連ねた。⁶⁸⁾

「日清戦争の当時、房総鉄道株式の暴落により殆んど破綻の悲運に陥」⁶⁹⁾った際に、河村は加東徳三、山脇善右衛門らとともに房総株買占めを断行し、太田実房総鉄道社長を追い出して28年1月20日⁷⁰⁾「小沢氏を推して社長となし」⁷¹⁾、自らも取締役就任した。29年1月新規開業時点で房総鉄道は社長小沢武雄475株、取締役加東徳三1,250株、川島正訓500株、監査役柴原和、窪田弥兵衛1500株であった。⁷²⁾しかし「房総鉄道の如きも<河村>氏は買占めを断行したが、其の相棒たる加東徳三氏の為に裏切られ、結局失敗に帰し」⁷³⁾、小沢も「久しからずして皆之<磯湊鉄道、房総鉄道>を辞」⁷⁴⁾した。また32年梅浦精一らと函館地所合資⁷⁵⁾を設立し業務担当社員となり、別に書籍出版、陸測地図発行の昌栄社を設立した。

2. 徴兵保険の乗取り

37年6月17日岡田治衛武⁷⁶⁾徴兵保険(大正14年第一徴兵と改称)社長の辞任を受けて小沢

63) 守山又三に関しては拙稿「“虚業家”守山又三と京都財界」『京都学園大学経済学部論集』(第12巻第2号、平成14年12月)を寄稿中であり、葛原猪平、油屋熊八らに関しても別稿を予定している。

64) 69) 前掲『京浜実業家名鑑』, p233

65) 67) 71) 『日本現今人名辞典』明治33年, pカ11

66) 林策一郎(銀座4丁目)は明治24年久次米銀行支配人を経て、24年村田保らと設立した帝国水産取締役就任、27年養父林謙吉郎の死後、銀行業を廃し直輸出入商・林商店を経営した。28年林河村(名)共伸社を設立し業務担当社員となり、海運(資)取締役、7200株、札幌製糖取締役(30年辞任)、枝下疏水開墾監査役、32年11月京浜銀行営業部長となり、京浜貯金銀行監査役、共同移民(資)代表社員、高根岩材取締役、房総鉄道825株、京阪鉄道創立委員、福成鉄道、備作鉄道、長門鉄道、西宮鉄道、東京水上鉄道各発起人。林策一郎との合弁的林河村(名)共伸社は後に37年4月(名)河村組(京橋区三十間堀3丁目3)として分離し河村が代表社員に就任した。(『日本現今人名辞典』, pは38, 要録M31, 役p47, p227, 諸M34, p103)

68) 前掲『日本現今人名辞典』, 前掲『京浜実業家名鑑』, 紳M31,p185, 要録M34, 役p132, 要録M44, 役p47 役p167, 『鉄道雑誌』9号,p35, 29号,p40などによる。

70) 『帝国鉄道要鑑』第3版, p338~9

72) 『鉄道雑誌』第10号,p25, 11号p28, 19号,p34

73) 85) 前掲『昭和巨人録』, p178~182

74) 88) 前掲『京浜実業家名鑑』, p9

75) 函館地所は社長の背任事件が露見して解散を余儀なくされた旧函館鉄道が買収済みの用地(32.3B)を渋沢栄一、大倉喜八郎、梅浦精一らで引き取った整理目的の受皿会社。

武雄を社長に互選した。(37.6.17東日)44年1月9日公判で吉岡礼一徴兵保険元支配人は「三十七年二、三月頃迄は岡田治衛武社長にして、徴兵保険を経営せしめ会社は維持困難にして到底持続され難きを以て何人にか譲渡せんことを需めつつある中、被告河村隆実は同社株の過半数を買占めて社長に小沢男爵を推した」(44.1.10九日)と証言した。九生相談役でもある吉岡は40年6月30日徴兵保険取締役を退任(40.7.9中外商業)したが、41年4月末現在でなお徴兵保険 300株主という内部事情に明るく、日本坩堝専務、帝国坩堝取締役の経歴からみて河村とも浅からぬ因縁の持主と見られる。

当時の徴兵保険には根津嘉一郎も岡田治衛武に説得されて発起人となり、取締役として関係していたが、経営状態が「余り香しくなかった」⁷⁶⁾ため、「久しからずして退任」⁷⁸⁾したのは河村らに高値で売逃げしたためと見られる。徴兵保険の後身・東邦生命の『五十年史』は河村に関して次のように記述している。徴兵保険の岡田治衛武社長は38年6月17日社長辞任の際、「此頃男爵小沢武雄君、愛知県の実業家天野伊佐衛門⁷⁹⁾君等…大に我が徴兵保険の事

業を賛し…予と共に及ぶ限り力を尽さんことを誓ふ…小沢男爵はもと陸軍の出身にして、今現に日本赤十字副社長たり。此人にして此事業を賛す。誠に本会社の幸福…」⁸⁰⁾と禪譲説に立った上、「<天野>氏は…実際の運営に当るには無理であったので、適任者を物色して居た処、土木建築業で相当の財力を有してゐた河村隆実氏に実権を譲渡して退任した」⁸¹⁾「天野伊佐衛門氏が退任したのは<41年>六月三十日の株主総会となつてゐるが、実際に河村氏が陰で実権を握つたのはよほど以前である」⁸²⁾「翌々年には土木建築請負業を経営してゐた河村隆実と云ふ人に実権が<天野より>譲渡された」⁸³⁾

粟津清亮は『華西俗談』の中で「河村隆実は徴兵保険の実権を入手したが、後に太田清蔵に譲渡した」⁸⁴⁾と述べている通り、河村は徴兵保険の過半数を占める圧倒的な大株主であったが、自己の裁判の弁護のため、大物弁護士として著名な横田千之助、前田法制局長官らを雇って潔白を力説した裁判の審理中「最も大切の財産たる徴兵保険の過半数の株券を利子未納の廉を以て銀行に処分され」⁸⁵⁾、その持株全部は42年6月福岡財界の有力者・博多商業会議所会頭太田清蔵へ譲渡された。担保処分を行った銀行名は未詳であるが、40年6月26日付の農商務省の東京市への通牒に登場する徴兵保険の大口預金先(土佐銀行、第十銀行、丁酉銀行、東海銀行)と重複している可能性が高いと見ら

76) 岡田治衛武は安政6年長門国美祢郡伊佐村に生れ、明治19年日本郵船入社、22年共栄汽船社長、24年1月大日本製菓専務、26年7月総武鉄道事務顧問、「西本願寺を説きて真宗信徒生命保険会社を創設せしむ。二十八年日清戦役終を告ぐるや君案を拍ちて謂へらく、是れ我実業界の維新也と。乃ち鋭意熱心各種の方面に向つて綿密調査を遂げ、其の事を起せるもの今や数十の多きに上る」(『京浜実業家名鑑』、p188)と評された典型的な虚業家の一人と目される。河村が徴兵保険を乗取り、37年6月17日徴兵保険社長を辞任後、東京電気鉄道、武蔵電気鉄道等の経営に注力したが、東邦生命『五十年史』は岡田を「社会的にも人望があり、会社の首脳として洵に立派な人であった。しかし余りにも各方面に活躍し過ぎた結果は、自己資産を相当消費した…同氏は鉱山方面にも相当活動し、晩年には秋田県に石油、岩手県に鉱山を経営したが、昭和4年11月15日七十二歳の高齡を以て逝去した」(『五十年史』昭和28年、p83)とする。

77) 宇野木忠『根津嘉一郎』昭和16年、p184

78) 根津翁伝『昭和36年、p138

79) 天野伊佐衛門は愛知県の亀崎銀行頭取、東洋汽船取締役、福井の第九十一銀行相談役。岡部が九生買収のための資金繰りに窮した時、天野は岡部が大生名義で所有する大阪火災5,779株を取得して、大阪火災を支配した。しかし亀崎銀行は40年6月1日休業したため、天野系の大阪火災株式は神戸の友常穀三郎、九州商業銀行、東肥鉄道役員らに譲渡された。(『住友海上百年史』、p53～61)天野の徴兵保険撤退も亀崎銀行休業の影響であろう。

80) 81) 82) 83) 88) 90) 107) 108) 114) 115) 116)

117) 東邦生命『五十年史』昭和28年、p82～103

84) 粟津清亮『華西俗談』第6巻、p31

れる。農商務省に対して徴兵保険は「必シモ<丁酉, 東海>両銀行ニ資金ヲ集中運用スル儀ニ八無之, 唯々, 両銀行八其ノ営業所本会社ト尤モ近距離ニアリ」⁸⁶⁾としきりに弁解するが, 九生の場合でも資産は岡部の買占めた真宗信徒生命の株式など, 岡部の一連の投機行為に投じられ, さらに丁酉銀行に担保に差入れられ, 借り出した資金もまた別の投機行為に費消された。特に岡部の買占資金の主要調達先であった丁酉銀行は37年末現在の大阪生命の総預金235,473円のうち67,278円を預入れた先(38.3.11保銀)で, 当時「社会の信用未だ甚だ厚からず, 且つ改革を要すべきもの少なからず」⁸⁷⁾と, 不良銀行の代表格であった。これは同行日本橋支店長鬼塚静敬が岡部と懇意で岡部の買占めた九生名義の真生3,019株, 北生名義の同2000株を担保として16.9万円もの融資を行うなど, 岡部の買占めに加担し「時価十三円内外, 平均十六円内外で買占めし株券が一個二十五円づつの担保となる, 丁酉銀行の無算当も驚くべきである」(業史, p137)と評されており, 同様に河村の徴兵保険買占めにも加担した可能性が高い。河村は「九州生命が丁酉銀行と和解する為めに岡部に送らざる可からざる四万円を小山田に貸し」(43.11.16福日), 「丁酉銀行との事件にて弁護士に払ふ可き五千円其他小山田の為に貸したのが総て八万二, 三千円に達し, 皆九州生命, 北陸生命から払ふ可き約束」(43.11.16福日)をするなど, 丁酉銀行との接触もかなり確認できる。また小山田も「小山田は拙者<野守>等と将来の経営を共同するの契約を無視して其條項中履行せざるものあるのみならず両会社より丁酉銀行へ特別当座となしたる預金を自儘に引出し之を費消して其返還をなさず」(38.11.14保銀)と, 丁酉銀行との接触が認められる。

3. 小沢武雄の推戴

河村がしばしば行動を共にした小沢武雄(東京市麹町区下六番町十番地)は旧小倉藩士小沢庄兵衛の長男として生まれ, 明治2年軍部に出仕, 兵部少録, 陸軍少佐, 累進して陸軍中将, 陸軍士官学校長, 参謀本部長等を歴任, 23年男爵, 博愛社を創立, 万国赤十字社と連合して日本赤十字と改称, 副社長に就任した。貴族院議員であり, 「日本全国に名望の高い人であったが, 資本家ではなかった」⁸⁸⁾小沢は「名声…益揚り人材に渴するの実業界は争ひて枢要の地位を以て君を迎へ」⁸⁸⁾たとされる。小沢の兼務した役職は上野鉄道発起人・社長, 日宗生命顧問, 八十七銀行, 九州麦酒, 門司鉄工場, 磯湊鉄道各取締役100株, 金辺鉄道創立委員長・専務750株, 錦鷄間祇候, 日本赤十字副社長, 常岩鉄道, 伊香保鉄道, 遠州鉄道, 添田鉄道各発起人など多数に及んだ。⁸⁹⁾「小沢社長は表面に於て専ら新契約の募集方面を指揮し, 財政方面の監督は出来なかった」(『五十年史』, p90)点で, 非公然性を志向する河村が中小坂製鉄所, 磯湊鉄道, 房総鉄道の場合と同様に, 格好な看板として利用したものであろう。小沢は小山田派が推す大生等の「新重役候補」(業史 p138)ともなり, 39年3月北生取締役就任した。(39.4.10官報)野守嘉猷によれば「彼れ<小山田>も亦之れを知り, 牧水産局長と約し, 小沢男爵をして社長たらしめ, 小山田は或る条件下に其権利を小沢男爵等に移付し, 且つ岡部廣に交付したる等の金員は十数万円なりと誇称し其幾分を小沢男爵の直接関係ある徴兵保険会社より支出し, 又幾分は河村隆実之を負担」(38.11.14保銀)したと述べている。

小沢は徴兵保険のほか, 九生, 北生二社の社長であったが, 営業停止となり, 「種々不愉快な事件続きで当会社の社長も辞退の申出でを

86 40年9月7日付農商務省への答申

87 『九州の現在及将来』大正5年, p799

89 『華族列伝國乃礎下編』明治26年, p383 ~ , 要録 M31p222 役p10, 要録 M31p239, 紳 M41 東京 p156

したが、会社の内部に於ては、実際に於て少しも罪のない人であり、外野に於ての同氏の信頼亦大なものあり、且つ軍部方面にも関係が深い所があるので、太田氏は特に小沢男を総裁に推戴して、当分の間援助方を懇望⁹⁰⁾するなど、太田にとっても小沢は推戴する価値があった。

4. 九生事件の河村の役割

河村は「丁酉銀行との混雑に乗じて小山田信蔵と共謀して九、北両社を乗っ取らんと許りし件」(43.11.20保銀)は全然否認した上、以下の諸点を陳述した。

- (a)「小山田が大阪生命、九州生命、北陸生命、京都生命、真宗信徒生命の実権を握らんとせし際、其乗取費(各社の実権者たる野守、伊藤、三田等の買収費)として小山田の為に自分が三万五千元を立替えて遣った事」(43.11.16福日)
- (b)「九州生命が丁酉銀行と和解する為に岡部に送らざる可からざる四万円を小山田に貸した事」(43.11.16福日)
- (c)「丁酉銀行との事件にて弁護士に払ふ可き五千元其他小山田の為に貸したのが総て八万二、三千元に達し、皆九州生命、北陸生命から払ふ可き約束の事」(43.11.16福日)
- (d)「斯くて九州生命と自分の関係が重なる内、同社からの返戻が出来ず、遂に小山田から『今君に払ては会社に欠陥が出来から、暫く猶予して貰ふ代りに君の事業費は出来るだけ会社から融通して遣らう』との相談を受け承知した事」(43.11.16福日)
- (e)「こんな事から自分が九州生命の世話をする事となり、遂に同社の実権者となった事」(43.11.16福日)

河村の陳述内容(a)～(e)を『本邦生命保険業史』等で、事実関係を補足すると、(a)の大阪生命の実権者たる伊藤久蔵、九州生命の実権者たる野守嘉猷、京都生命、真宗信徒生命の実権者たる三田勝俊等の買収費として3.5万円

立替えたとは「小山田より九北両社重役へ三万五千元を贈与し、九北両生命明渡しを承諾せしめ」(業史p138)るもので、当時「十五万円はおろか五万円の金も融通が利かない」(業史p138)資金難の小山田に代り、河村が「立替えて遣った」ものと考えられる。

次に(c)の「丁酉銀行との事件」とは丁酉銀行に対する岡部の借金が返済できず、岡部の連帯保証人にされている「九北両生命に対し預金証の返戻を求めたが、両生命の重役が承知せぬ」(業史p138)ため、丁酉が担保株式を処分して不足額の支払を両社に求めた訴訟事件である。

(a)について後年の昭和3年頃、河村に取材した『昭和巨人録』の著者・阿藤俊雄も「<河村>氏の友人某<小山田のことと判明>氏が真宗生命に、北陸、九州の二生命を合併せんと欲し、被合併二社の重役引退金として贈るべき十万円を<河村>氏より借受け⁹¹⁾たとする。「小山田の為に貸したのが総て八万二、三千元に達」したとする合計金額は阿藤は十万円としていることを除けば、大筋は一致している。「九州生命と自分の関係が重なる内、同社からの返戻が出来ず」に対応する内容として阿藤は「<河村>氏も亦九州の鉄山事業に資金を要する為め、右貸金返済を迫りしも、既に其の金は北陸、九州二生命重役に交付済みの後なれば止むを得ず、鉄山を担保として真宗生命より借受けの形式を採り、資金の用途に当てた⁹²⁾とする。この「鉄山を担保として真宗生命より借受け」た事実こそは、小山田の約束である「暫く猶予して貰ふ代りに<河村>君の事業費は出来るだけ<小山田系生保>会社から融通して遣らう」との反映であろう。したがって公判の河村陳述と、阿藤の聴取内容は矛盾しておらず、少なくとも河村としては終始一貫した主張

91)92)93)95)96)99)100)101)102)104)105)106)109)110)111)113)前掲『昭和巨人録』,p178
~ 182

であったと考えられる。阿藤は真宗生命から河村への以下の告訴を明らかにしている。「真宗側の株主より右は不当貸付にて、鉄山は無価値なりとの告訴を受けた…鉄山に何等智識も興味も有せざる小役人の調査報告は無価値と断じたので、氏の立場は非常に不利となった。…小役人の調査、無価値と断じて無告の良民を陥れた後、十八万円に売れたと聞いては愧死するも猶償ひ難き大罪であらう」⁹³⁾

乗取ろうとする先の生保から資金を調達できる権利を予め約束する慣行は、河村に先行して岡部に対して同様の働きかけを行った小山田の場合にも窺うことが出来る。即ち世に「小山田信蔵と岡部廣の秘密契約」(業史p138)と称されるものは、拘引される直前に「三田勝俊の手により公にせられ」(38.11.7保銀)だが、その内容は「岡部が十五万円を貰って隠居し、小山田が…相続人となり、真宗をして第二の大坂生命たらしむ」(38.11.7保銀)性格のものであった。すなわち「小山田が岡部へ十五万円、丁西銀行へ十六万九千余円を払へば丁西銀行担保の真宗株六千七百株は小山田の手裡に歸し、真宗生命が同人の権内に属すると共に九州、北陸の両会社も小山田の手に歸する」(38.11.7保銀)ことを内容とする「岡部廣、同人妻千代と小山田信蔵との間に結ばれたる契約書」(38.11.7保銀)には小山田が投資額に相当する金額である「二十一万円以内の借金をなす場合に真宗生命が其借金の保証をなす」(38.11.7保銀)ことを承諾するという一項目が含まれていた。この契約により小山田は関係生保の「重役の総てを自己の部下をして占領せしめ、真宗信徒の信用を利用して大負債を起す」(業史p138)ことが可能であった。

(e)の「遂に同社<九生>の実権者となった」こととは野守が「九北両会社の代表者と称する現取締役、監査役は其資格株を有するものにあらず、悉く両会社社有の株式を借り受け名義のみを付したる小山田信蔵の手代番頭に過ぎず」

(38.11.14保銀)とする九生の実権者の地位をそっくり河村が継承したことを意味しよう。したがって恐らく「小山田と河村との秘密契約」とは単なる金銭消費貸借にとどまらず、小山田の得た権益の全部又は一部<九生>を河村が継承するという内容であったと推測される。したがって、「小山田が他人より二十万円迄の借金をなす場合には岡部は真宗信徒の重役連をして、其の証書に連帯せしむることを承諾」(業史p138)するという一項目が含まれていた「小山田信蔵と岡部廣の秘密契約」(業史p138)の小山田の権益を継承した河村も、自己の借金に九生・北生を連帯せしむることも当然の権利と考えていた節がある。

5. “虚業家”河村隆実

九生事件を報じる『九州日報』は河村らの行動を「会社荒しの末路斯の如し」(43.7.21九日)と評し、論告で検事は河村を「山師」「人物が不信用」(44.1.13九日)などと形容した。44年1月11日の第六回公判に出廷した朝倉被告の弁護士・守屋孝蔵⁹⁴⁾は「検事が論告に於て河村を山師なりと云ひしことに就て、事業を手広くするものを山師なりとすれば小国であり乍がら満洲に事業をなす、日本も亦山師なり」(44.1.11福日)と弁じ、河村と「永年の私交」(44.1.13福日)ある知人で河村の弁護人として出廷(44.1.13九日)した土方千種も「隆実従来の事業経営振及九州生命との関係事情等より同人の人格素行を説明し、検事の論告にありし様なる山師に非ず」(44.1.13九日)、「河村の人物が不信

94)守屋孝蔵は「真宗信徒生命…の最高法律顧問となった人、京都大会社を一手に占有して機密に参与する流行ッ児童」(『名士と其事業覇者録』T1, p169)で、39年2月14日北陸生命の弁護士として、京都生命の弁護士大滝新之助と交渉、40年5月16日六條生命の清算人に就任した。大滝は「弁護士として京洛に於ける斯界の重鎮…日本製布の常務」

用なるにあらず、小倉鉄道起るや一万株を有せる財産さへ持てる人なり」(44.1.13福日)と弁論した。また河村の弁護士は「隆実が従来の財産状態即ち八十万円の負債を差引くも尚ほ二十万円の余剰あるべし」(44.1.10九日)との説の確認を吉岡礼一証人に求めた所、吉岡は「大体に於て隆実の財産家たるを認め」(44.1.10九日)た。

法の処断に服した後、河村は千葉県大網の炭田開発、低温乾餾事業、金瓦事業など、「鉱業、鉄道等様々な事業を経営したが、思ふに任せざる」⁹⁵⁾失敗の連続で、晩年の昭和三年当時は「漸く物になった」⁹⁶⁾吾妻川電力常任監査役、草津電気鉄道社長で個人として金山、大理石事業にも関与していた。

むすびにかえて

結論として河村隆実は房総鉄道をはじめ真生、北生、九生等数多くの企業に関して、小林氏のいわれるように「投機的性向の強い企業経営者あるいは影響力を持つ株主としてしばしば登場」⁹⁷⁾し、北生、九生等では柴氏のいわれるように「その者がまさに破綻経営者になる」⁹⁸⁾のである。しかし、筆者は河村隆実の有する性向は、「破綻しなかった資本家を含む多くの資本家に共通する」ものではなく、以下の点でかなり特異な資本家であり、仮説として「破綻しなかった資本家」と区別する別の資本家類型(筆者のいう「虚業家」の名称が適切であるかどうかの問題は残るが)を立てた方が、複雑に入り組んだ破綻現象をより簡略に説明しやすいのではないかと考えている。

河村の「断金の友白井哲夫」⁹⁹⁾が「飯よりも事業を好む河村翁」との評価に「全く其の通り」と自認した通り、河村の「事業癖」は「寧ろ熱心とか好きとかいふ事を超越したもの」¹⁰⁰⁾で、「房総鉄道の如きも<河村>氏は買占めを断行」¹⁰¹⁾、「丁酉銀行との混雑に乗じて小

山田信蔵と共謀して九、北両社を乗っ取」(43.11.20保銀)ったのはじめ、徴兵保険など数多くの敵対的買収、乗取りを多用した。

河村は「日清戦争後から日露戦争前後に於ける十年間は人も羨む実業界の寵児で、其の頃の氏は銀座の現竹葉亭の処に数奇の邸宅を営み、鉱山、鉄道、保険事業に牢固たる勢力を張ってゐた」¹⁰²⁾と評され、落ちぶれた晩年にも草津軽便鉄道の増資実現のため、まず同社の汽車が出す火の粉に悩む沿線大地主の松室致法政大 学総長を無煙・電化のためだからと口説き落して広大な土地を寄付させ、これを甘味剤として「五百坪付の株式売出し」という秘策を編出して大正13年優先株26,000株の公募を成就させ「日本一の知恵をもった」¹⁰³⁾社長と一部からは評価された。

九生事件公判で「一見如何にも株屋然と肥った隆実は落付き払った態度、巧妙なる弁舌もて滔々と弁じ聴衆をして舌を巻かしむ」(43.11.15九日)ほどであった。

一見もっともらしく、受けやすい主義・主張・思想を明確に掲げ、売り物にする。

一部を除きほとんどが開業には至らず、計画のみに終わった投機的、泡沫的な数多くの鉄道発起に関係したほか、「海水より清水と塩を製出する事業」等、「事業と云へば何でも御座れ、人が旨さうな事を云って持込めば片ッ端から遣って見ねば虫が落付かぬ」¹⁰⁴⁾タイプであった。

「鉱業、鉄道等様々な事業を経営したが、思ふに任せざる」「深入りして結局物にならぬ」失敗の連続で、本人も「事業家の末路憐むべし」¹⁰⁵⁾と嘆くほど懲りずに何度も同じ過ちを繰り返す倒産常習者であった。

九生事件では「会社荒しの末路」(43.7.21九日)と評され、裁判でも新名検事から「山師」として名指して批判され、河村に同情的な阿藤

¹⁰³⁾ 昭和2年6月11日『ダイヤモンド』

俊雄でさえも「世間の人は、氏が事業を食物にしたかの如く誤解してゐる向もある」¹⁰⁶⁾とする。

徴兵保険の実権を握るや「残金は、自分のものとして、毎日現金を自宅へ持ち帰り、自己又は他の関係事業に勝手次第に費消」¹⁰⁷⁾したため「会社の内容が急転し、財政破綻の間を往来する様になり、遂に主務省の検査を受」¹⁰⁸⁾け、真生でも「真宗側の株主より…不当貸付にて鉄山は無価値なりとの告訴を受けた」¹⁰⁹⁾のをはじめ、本稿の九生、北生でも司法当局に睨まれ強制捜査を受け有罪となった。

「相棒たる加東徳三」¹¹⁰⁾をはじめ、河村と交流のあった岡部、小山田、林策一郎、岡田治衛武らの大半は河村と同類の資本家と考えられ、代議士の傍ら上野鉄道、磯湊鉄道、吾妻川水力電気(社長)などで共同投資した「断金の友白井哲夫」¹¹¹⁾も「策略にいたっては普通人のとうていおよばざる凄味を見せた」¹¹²⁾「策士型の人物」¹¹²⁾との世評を受けた。こうした資本家同士で、相互に共鳴、交流、勧誘、模倣、連携、提携、共働、融通しあった河村は「事業を好むの余り、之ならば大丈夫物になると信じて乗気になり、自分も注込めば人にも勧め」¹¹³⁾、九生、北生などでは「牧朴真又は男爵小沢武雄…等と相謀り彼等の間に共同経営を約し…其幾分を…徴兵保険会社より支出し、又幾分は河村隆実之を負担」(38.11.14保銀)した。

立石鉱業、大谷炭砒各取締役のほか、千葉県大網の炭田開発、金山、九州の鉄山事業など投機性の高い分野に関与した。

「大部分の株を握り、法律上の手続きも採らぬのみか、自己名義の株主名義変更さへもせず」¹¹⁴⁾「其の名前が株主名簿に一度も掲げ」¹¹⁵⁾られない徹底した非公然性志向の「黒幕の人」¹¹⁶⁾であった。

河村は自己が出資した中小坂製鉄所、磯湊鉄

道、房総鉄道、金辺鉄道、徴兵保険、北生、九生、それを実現はしなかったが、真生などの「社長に小沢男爵を推した」(44.1.10九日)

「保険事業には皆目知識のない」河村の徴兵保険株取得目的は「全く会社の財産を利用せんが為め」で「会社の財産を自己の事業、其他鉱山方面にも流用」するのが「河村隆実氏の[行き方]」¹¹⁷⁾であった。

真生事件の裁判で弁護士として故横田法相、前田法制局長官ら超一流の専門家を雇入れ自己を弁護させるなど、法務対策には万全の体制を固めていた。

河村の事例では特に小沢のような類型も新たに加えることが検討されねばなるまい。すなわち全国的に名声があり、名望の高い人で、多数の役職に就く割にはさほどの資本家ではなく、河村等、背後の資本家との間に何らかの「共同経営を約し」(38.11.14保銀)、背後の資本家所有の「株式を借り受け名義のみを付し」(38.11.14保銀)、会社の創立委員長、社長等に就任し、表面に立って専ら対外的な信用を高める面に機能し、財務、経理等の企業の内情には関与せず、または情報を知らされず、信用供与の対価として看板料「名儀料を収受せるもの」¹¹⁸⁾であったが、営業停止となって初めて辞任を申出る始末であった。

ここに小沢に酷似した資本家として「重宝な看板として各方面からかつがれてゐる」¹¹⁹⁾大阪の土居通夫は小林一三によれば、「有名な人格者として有徳の紳士」で、裁判官上りで、「さほどお金まうけに狂奔した様子もなく」、¹²⁰⁾「兼務重役、相談役、顧問などの肩書を沢山持って」、¹²¹⁾「重役会は勿論、一寸した会合でも必ず出席…議案や議事録には丁寧に署名捺印してお帰りになる」ほどの「精勤ぶり」の反面、日頃の「会議中は…居眠りをして一言も発言しない。原案賛成一本槍」の御仁で

118)大阪地裁福田検事談(38.3.4保銀)

119)120)小林一三『逸翁自叙伝』昭和27年、p146

112)『現代実業家大観』昭和3年、p84

あったが、ただの一度だけ解散に際して「私には特別に、私の看板料を請求する権利がある」と憶せず発言、「解散手当お手盛りの芸を打」¹²⁰⁾ち、小林一三を驚愕させた。

ただし土居が特定資本を代弁するものでなく、各方面から等しくかつがれているのに対して、小沢は、のように特定少数のスポンサーの利益代表、ダミーである点に両者の大きな相違がある。もし「株主名簿に一度も掲げ」ようとしなかった河村が日頃の自己の隠蔽せねばならぬ数々の行状に鑑みて、世を忍ぶが如き非公然組織の代表者であることを十分に自

覚していたと仮定すると、貴族院議員、日赤副社長、陸軍中将の小沢をして非公然組織の公然たる広報・代弁機関の機能を果たさせていたことになる。¹²¹⁾(本稿は科学研究費補助金「近世・近代商家文書に関する総合的研究」(基盤研究(B)(2) 課題番号12410089, 代表者宇佐美英機)の研究成果の一部である。)

¹²¹⁾小沢と河村との交流を裏付ける河村宛の小沢書簡(証文)1通が東京都立中央図書館『渡辺刀水旧蔵諸簡目録』に掲載されているが未見。(『旧華族家史料所在調査報告書』平成5年, 学習院大学史料館)